

市立函館博物館

研究紀要

第 10 号



2000

市立函館博物館

研究紀要

第 10 号

2000

序

このたび「市立函館博物館紀要」第10号を刊行するはこびとなりました。

本号の巻頭には「大沼電鉄の足跡—その2 黎明期と戦後第二期の開業から廃止まで—」と題し、前号に引き続き、尾崎渉氏による論文を掲載しました。前号では景勝地の大沼を背景として大沼・鹿部間を結ぶ大沼電鉄の開業直前までの経緯を中心とした論考でしたが、今号では、昭和4年以降の大沼電鉄開通から昭和20年6月廃止までの第1期における営業実態を詳述するとともに、戦後に再開された第2期の概要についても述べられています。開通間もない昭和4年の駒ヶ岳噴火と交通網の復旧状況といったことや地方交通機関と地域経済との相関など現代にも通じる諸問題も視野に入れており、非常に実証的な論述となっています。

次に当館の佐藤理夫学芸員による「新博物館構想に関わる施設見学について」と題した調査報告を掲載しました。当市では平成8年度に「函館市社会教育施設整備基本計画」を策定し、現在、この計画を基に種々の整備を進めているところではありますが、博物館も施設等の老朽化が顕著となってきたことから、その整備も計画の一つに挙げられております。こうしたなか当館では博物館運営の先進都市を視察し、率直な意見交換を行い、多様な情報の収集を進めています。この報告は過去3カ年の調査をまとめたものです。情報を共有し、今後の博物館構想の策定作業に活かしていきたいと考えております。葛飾区郷土と天文の博物館をはじめとする各館の方々には、業務ご多忙中にもかかわらず、当館の調査班一行を快く受け入れてくださり、多くの時間を割いて対応していただきました。ここに心より御礼を申し上げる次第です。

ついで、同じく当館の保科智治学芸員による「旧イギリス領事館関係資料」の紹介」を掲載しました。幕末から明治初期にかけての函館における外交関係文書は市立函館図書館や北海道立文書館に所蔵されているものが知られていますが、ここで紹介する資料は安政6(1859)年以来函館に置かれたイギリス領事館が受理したものであり、貴重なものといえます。既知の資料群とともに、これからの対外交渉史等の研究に幅広く活用されることを願ってやみません。また、今後とも当館に収蔵されている文献資料の紹介を重ねてまいりたいと考えております。

終わりに当たりまして、関係各位におかれましては、今後とも当館に対して忌憚のないご意見・ご提言を賜りますようよろしくお願いいたします。

平成12年3月31日

市立函館博物館長
菅原 繁昭

目 次

序

大沼電鉄の足跡

—その2 黎明期と戦後第二期の開業から廃止まで—

尾崎 渉 1

1 黎明期の大沼電鉄 1

2 昭和4年駒ヶ岳噴火と大沼電鉄 4

3 函館本線(砂原線)の開通と大沼電鉄の廃止 8

4 戦後の大沼電鉄開業から廃止まで 11

おわりに 15

新博物館構想に関わる施設見学について

佐藤 理夫 21

「旧イギリス領事館関係資料」の紹介

保科 智治 33

大沼電鉄の足跡

— その2 黎明期と戦後第二期の開業から廃止まで —

尾崎 渉

1 黎明期の大沼電鉄

大沼電鉄の着工 大正11 (1922) 年、「渡島軌道」として軍川、鹿部間の軽便鉄道で実現して以来、紆余曲折を経て「大沼電鉄」は電気軌道としての営業を目指し昭和3 (1928) 年5月6日午前11時、大沼駅隣接の同線基点において盛大に起工式を挙行了⁽¹⁾。工事は8月までに竣工、開通させる予定で当初は計画されていた⁽²⁾。

その後、予定より若干の遅れはあるものの、年内の竣工を目指して工事は比較的順調に進んでいる。昭和3年10月8日付「函館日日新聞」に「大沼鹿部電鉄」の題で「大沼電鉄株式会社の工事になる大沼鹿部間軌道敷設工事は此秋漸く土工々事成りて愈々昨七日から軌道引延し工事に取り掛かったが竣工は年内一杯の見込みである」と「大沼電鉄」線の工事状況を伝えている。

大沼電鉄開通へ 昭和3年12月7日付「函館日日新聞」の記事で「大沼鹿部間の電車軌道敷設工事は鋭意工事中にあったが軌道敷設も大部分進捗し一方東京へ注文中にあったボギー客車四輛有蓋貨車二輛無蓋貨車二輛は此程着したので此の十五日開業の予定にて万般の準備中であつたが雪のため遅れ来る二十日頃には開業の運びに至るであろう」と「大沼電鉄」の開通が当初同年12月15日の予定であつたが雪害の影響で20日頃に開通することを伝えており、いよいよ開通が目前に迫って

きたのであつた。なお、同記事中に記載の東京へ発注した「ボギー客車」とは日本車輛製造株式会社に発注した電動客車60人乗4輪車(単車) 2輛、付随客車60人乗2輛のことである⁽³⁾。



昭和3年12月26日付「函館日日新聞」

しかし20日の開通を予定していた「大沼電鉄」であつたが開通が遅れ、また全通は年内には不可能となり、25日に大沼、留ノ澤間を先行開通させることとなつたが、その後もさらに雪の影響で開通は延期され、ようやく12月29日から監督官庁の検査を受け最終的に1月4日に検査終了、5日から大沼、新本別間約9マイルの運輸営業を開始し待望の開通を迎えたのである。なお開通式については昭和4年1月8日付「函館毎日新聞」に「大沼電鉄株式会社経営の大沼鹿部間電車は去五日より開通した開通式は陽春の頃を待って全線開通と共に挙行する」として大沼、鹿部の全通した際に行なうこととしている。

開通直後の営業状況 本別までの部分開通となつた「大沼電鉄」は当面貨物の取り扱いのみで実施せず、旅客、手荷物の取り扱いのみで同年1月5日から営業を開始した⁽⁶⁾。昭和4年1月7日付「函館日日新聞」によると、停車

駅は未開通の本別～鹿部間を含めて大沼を出て、大八湾、鬼柳、銚子口、留ノ澤、小川、奔別、終点鹿部であった。

部分開通時の旅客運賃は1マイル6銭の割で計算され、未開通の本別、鹿部間も含めて大沼から各駅までの旅客運賃は表-1のとおりである。

表-1 昭和4年1月大沼電鉄運賃表 単位:銭

駅名	大八湾	鬼柳	銚子口	留ノ澤	小川	奔別	鹿部
大沼	6	14	23	33	39	54	65

昭和4年1月8日付「函館毎日新聞」より作成

電車は大沼、本別間を一日3往復の運転、所要時間は下りが51分、上りは53分となっており、大沼駅では上りの1本を除き上下線とも函館駅発着の省線列車と接続となるダイヤを組んでいた。(表-2)

表-2 昭和4年1月大沼電鉄時刻表

	駅/便	1	2	3
下り	大沼 発	7:30 ①	11:00 ②	16:00 ③
	奔別 着	8:21	11:51	16:51
上り	奔別 発	8:57	12:27	17:10
	大沼 着	9:50 ④	13:20	18:03 ⑤

① 省線函館発 6:00の列車と接続
 ② 省線函館発 9:00の列車と接続
 ③ 省線函館発12:35の列車と接続
 ④ 省線函館着11:20の列車に接続
 ⑤ 省線函館着20:05の列車に接続

昭和4年1月8日付「函館毎日新聞」より作成

部分開業直後の営業状況について、昭和4年1月14日付「函館日日新聞」に「大沼電鉄は奔別まで営業を開始したことは既報の通りであるが其後鹿部までの開通は本年融雪後でないとは開通至難と見られていたが工事も順調に捗り遅くも此二十日頃までには全部開通するとのことであるが因みに営業状況は予想以上の好成績を収めている」と鹿部までの全通も1月下旬には実施できるとし、同時に営業成績も好調である旨を伝えている。

昭和4年1月15日付「函館毎日新聞」にも「…乗客も相当あり目下各列車共満員の盛況を見つつあり運転も初期以上の好成績をあげ一回の事故もなく…」と開業以来予想以上の営業状況であることを伝えており、「大沼電鉄」は順調な滑り出しとなったのである。

大沼電鉄営業
 今十五日の営業を開始した大沼電鉄は、乗客も相当あり目下各列車共満員の盛況を見つつあり、運転も初期以上の好成績をあげ、一回の事故もなく、開業以来予想以上の営業状況であることを伝えており、「大沼電鉄」は順調な滑り出しとなったのである。

昭和4年1月15日付「函館日日新聞」

同日付の「函館日日新聞」には「…車輛も乗心地よき新車にて沿線の風光は大沼の絶景を一望しつつ数十分にして温泉場に達するが同社は目下鹿部村に会社直営にて一大温泉場を建設し四季を通じての歓楽境たらしむべく内々準備中とのことなれば之が完成の暁は遊覧客も日増に多きを加へることなれば近接村民の好感と相俟って同社の発展は蓋し見るべきものあらんと一般から期待されている」と「大沼電鉄」の観光的にも恵まれた路線環境とともに、同社が鹿部村に直営の温泉場を計画中であることを伝えており、早い時期から沿線の観光開発をも視野に入れた営業施策を取っていたことが注目されよう。

大沼電鉄全通 大沼、本別間の営業を開始した「大沼電鉄」はその後、本別、鹿部間の線路敷設工事も順調に進み1月20日に竣工、21日には試運転を実施している。昭和4年1月24日付「函館新聞」では「大沼電鉄では既報の通り廿一日に本別鹿部間の試運転を為し成績良好だったので廿三、四の両日主務省の検査を受け廿五日から愈開業の運びである」として1月25日に全線の開業を予定していることを伝えている。しかし、またしても雪の

影響を受け、実際に検査を受けたのは1月26日のこと⁽¹⁰⁾で、28日になって大沼発午後4時の下り最終列車を鹿部までの通し運転を実施、29日から全線開業した⁽¹¹⁾。

鹿部電鉄開業 昨日より全通
 鹿部の如く大沼鹿部間電車全通
 本朝鹿部開業日認可指合に接し
 たので昨二十八日終電車より発
 車開始した因に大沼より鹿部ま
 で往復一週二十日である

昭和4年1月29日付
 「函館日日新聞」

なお正式な大沼、鹿部間の全線営業開始は、1月30日に「運輸開始認可追加申請(鹿部迄)」が認可となり、翌31日には「運輸営業開始届(鹿部迄)」を提出、これにより正式な営業運転の開始は昭和4年1月31日と見てよいだろう⁽¹²⁾。

「大沼電鉄」の「第5回営業報告書 昭和三年下期 昭和三年九月一日至全四年二月廿八日」(交通博物館蔵)には1月5日の部分開通から全線開業後2月28日までの営業実績

表-3 営業成績大要 (昭和4年1月5日~2月28日)

営	業	哩	10哩7分
営	業	日	52日
延	日	哩	526哩4
旅	客	人	5,424人
客車収入	旅客運賃		2,636円28銭
	その他		2円10銭
	1日1哩平均		5円012
貨	物	噸	22噸5
貨物収入	貨物運賃		73円26銭
	その他		—
	1日1哩平均		13銭9厘
営	業	雑	収
雑	収	入	0円17銭
収	入	合	計
1	日	1	哩
平	均		2,711円81銭
			5円152
営	業	費	4,651円96
1	日	1	哩
平	均		8円838

「大沼電鉄 第5回営業報告書」(交通博物館蔵)より作成

が報告されており、これによると営業延日数52日(降雪のため3日間運転休止)、表-3のとおりの実績で「欠損ヲ免カレザリシモ冬期降雪時期ノ営業開始ナリシヲ以テ予定ノ収入ヲ得ル能ハザルモ一日一哩ノ平均五圓拾五銭貳厘ノ収入ハ予想以上トス」としている。

なお、「大沼電鉄」の始発駅名は新聞報道では「大沼」としているが、この報告書の中で中途より「大沼公園」と記載されており、おそらくは昭和4年1月25日に出された「停留場名称変更申請」(前掲)により変更されたのではないかと推察される。昭和5年4月に発行された「献立表 大沼電鉄株式会社指定待合淡路屋食堂」(市立函館博物館蔵)でも時刻表欄に「大沼公園駅」としていることから、全通直後に変更、その後は「大沼公園駅」となったのであろう。

利用される大沼電鉄 「大沼電鉄」の全線開通は、それまで鉄道の恩恵にあずかってこなかった鹿部村周辺の住民にとって福音となった。昭和4年2月4日付「函館日日新聞」に「大沼鹿部間の電車全通と共に鹿部以南の漁村の人々が従来船で海路函館方面に出たが開通と同時に函館方面へ出る人は陸路電車に依って出てくるので開通以来一日百二三十人を下らぬ状態にて当局は予想外の好成績に驚いているが貨物は未だ鉄道省と連帯運輸の許可がないので近く許可に接するから一層と便宜になるであろう」と報道されており、全通により鹿部村以南の住民が函館方面への交通手段として船から「大沼電鉄」に変更しつつあることが伺える。また、『駒ヶ岳爆発災害誌』の鹿部村沿革に「…昭和四年一月、電車軌道の開通に依りて鉄道函館本線と連絡交通の便に恵まれて従来の原始的な寒村は俄然面目を一新し、各種の企業勃興し、将に道南渡島に一大飛躍を遂げむとする機運に際会し

たのである」と「大沼電鉄」の開通によって函館本線と連絡、寒村から脱皮し発展が期待されるようになったことが記述されており、「大沼電鉄」開通が鹿部村に与えた影響が大きいことがわかる。

観光面では昭和4年2月22日付「函館毎日新聞」に「大沼公園の管理は道庁から支庁に移管されて以来支庁では大沼の紹介発展策に就て種々講じているが例の鹿部電車が開通銚子口に停留所を設けて以来銚子口は俄に衆目を惹く所となり同所付近に栈橋を設け沼と電車との連絡をとらんと計画しこれが出願をなしている」と「大沼電鉄」の開通により大沼湖畔に面する銚子口が脚光を浴び、大沼の観光振興面でも大いに影響を及ぼしたことが伺えよう。

昭和4年2月20日には大沼の吉野山スロープでノルウェーの選手ら世界的な名選手を迎えたスキー大会が開催され⁽¹³⁾、会場となった吉野山のスロープを改良し完全なシャンツェとする計画も出されている⁽¹⁴⁾。このように冬季の大沼もスキー客を中心に賑わいを見せつつあり、「大沼電鉄」にとっても大沼、鹿部の観光旅客増加につながってくるのである。

その他の鉄道敷設計画 「大沼電鉄」開業の約3ヵ月前、昭和3年9月10日には函館市民待望の省線長輪線長万部、輪西（現東室蘭駅）間が開通、営業を開始した。また、大正2（1913）年9月に開業した省線五稜郭、上磯間は昭和2年10月に木古内までの延長工事が起工された。戦後「大沼電鉄」とも関わりが出てくる「戸井線」が昭和3年6月に鉄道省により調査されるなど⁽¹⁵⁾、この時期道南地方でも新たな鉄道開業が目立ってきている。

「大沼電鉄」と同じく私設鉄道として計画された主な鉄道は昭和2年12月出願の「戸井電気鉄道株式会社」⁽¹⁶⁾（根崎、戸井間）、昭和

3年10月認可の「大野電気」⁽¹⁷⁾（函館、大野間）などである。「大野電気」は昭和4年4月には工事に向けた実地調査も行なっている⁽¹⁸⁾。函館、大野間は後に「大函急行電鉄」が昭和6年4月に施工認可を受け一部工事にも着手した⁽¹⁹⁾。

この時期に多くの私設鉄道敷設が出願されたのは、北海道の地方鉄道敷設に対して、地方鉄道補助法に加え北海道拓殖鉄道補助法施行により補助金が増額交付されるようになった点⁽²⁰⁾が大きな背景として挙げられよう。

しかし、道南地方のこれら私設鉄道敷設計画は先の「渡島海岸鉄道」、「大沼電鉄」以外はすべて資金調達面などで実現されることなく終わっているのである。

2 昭和4年駒ヶ岳噴火と大沼電鉄

大沼公園遊覧客の増加 昭和に入り観光地として広く知られるようになった大沼公園について昭和4年6月10日付「函館日日新聞」に「大沼公園の遊覧者は年々増加しつつあるが昭和3年中に於ける遊覧者は男六万一千六百八十五名女四万一千二百三十五名合計十萬二千九百二十人にてその内外国人は男八百九十八名女五百六十名計千四百五十八名なりと而して前年に比すれば四千八百九十四名前々年に比すれば三万二千九百九十八名の増加なり」と大沼を訪れる遊覧客が年々増加している記事を掲載している。これによると昭和元年に比べ約3万人も増加したことになり、観光地としての人気が年々上昇する大沼公園の状況が伺い知れよう。

この遊覧客増加に対応して昭和4年5月1日から10月15日まで省線大沼駅には全急行列車を停車させ鉄道利用者の便を計ることとなり⁽²¹⁾、新緑期から夏、秋に向けてのさらなる遊覧客の増加とともに大正10年以来内務省で検

討されていた国立公園設置の候補地としての期待が高まりつつある時期でもあったのである。

昭和4年6月17日駒ヶ岳大爆発 大沼公園が観光地として発展する中、これに水を差すような出来事が起こった。昭和4年6月17日の駒ヶ岳大爆発である。安政3（1856）年以来実に73年ぶりであった。

午前0時30分頃、駒ヶ岳大爆発の兆候が出始めた。当時爆発の前兆はほとんどなく、異変は当日未明の午前0時30分頃になって初めて鹿部村などの住民らが不思議な音響を聞いたり、顔に灰砂を感じた程度であったという。⁽²³⁾

その後午前5時30分頃、掛潤方面の住民が駒ヶ岳に異状な噴煙を発見、そして午前10時頃⁽²⁴⁾に一大音響とともに大爆発したのである。大爆発は同日の午後11時50分にほぼ収まるまで死者2名、負傷者4名、家屋全焼365戸、半焼半壊1,555戸ととくに鹿部村を中心とした周辺地域に多大なる被害を与えたのであった。⁽²²⁾

『駒ヶ岳爆発災害誌』にこの時の様子として「午前9時半頃には、森町よりも緬羊状噴煙を望に至り、山麓村民は漸く不安の予感に襲われ各町村役場に於ては緊張裡に真相の把握に努むる内、午前十時頃に至り一大鳴動と共に俄然駒ヶ岳は大爆発をなした。山麓住民は愕然として色を失い、物情騒然として挙措度を失し、早くも避難を開始し山麓各町村は一大混乱を呈するに至った。」と突然の大爆発によって周辺住民が大混乱する状況が述べられている。

周辺地域の被害概況 駒ヶ岳の昭和4年大爆発による周辺地域が蒙った被害は最終的に陸上面積144km²、海岸線35kmでそれに含まれる町村は鹿部、七飯、砂原、臼尻、尾札部、楳法華、尻岸内、森の1町7村と駒ヶ岳周辺⁽²⁵⁾

ほぼ全町村であった。また、函館市でも降灰が見られ、降灰、降石などの被害地域は森町から函館市の東部にかけての東側一帯にわたっている。（降灰石の分布図参照）

人的被害および家屋等の全壊などの被害は鹿部、臼尻、七飯の各村に多く、甚大な被害を蒙った地域は鹿部村字鹿部、同本別、同小川、七飯村留ノ澤で、特に鹿部村では全戸数542戸のうち全焼が335戸で実に半数以上が全焼するという大きな被害を受けている。このほか降灰、降石による農耕地、漁場にも大きな被害を受け、一時は廃村の動きもでたという。⁽²⁶⁾このことは、大噴火当日の昭和4年6月17日付「函館日日新聞」の「降灰に交って拳大の石降る常呂や大沼村民逃げ出す鹿部本別は激甚」という見出しで大噴火直後の各町村の被害と混乱状況の速報記事、さらに翌日の6月18日付同紙の「鹿部より来れる者の談に依れば鹿部村の家屋は全部倒壊火災を起こしつつあり砂原村のウラ人家も盛んに火災を起こしつつあり」との記事からも伺い知れる。

噴火による交通機関への被害 噴火当日の交通機関の状態としては同日付の「函館日日新聞」に「降灰の最もはげしいのは本別、鹿部、砂原などで本別の如き既に二寸余の積灰があり拳大の軽石が交って落下するので戸外の通行は危険で常呂や大沼方面へ我先に避難しているが鹿部大沼間の電車自動車は此のため大混乱に陥っているという」と降灰と避難する住民により大沼、鹿部間の「大沼電鉄」や道路が混乱している様子を伝えている。この後道路は大沼、鹿部間のうち留ノ澤以東が降灰で完全に埋没、徒歩以外の通行は不能に陥った。⁽²⁷⁾

鉄道は幸いに省線が被害を受けず、「駒ヶ岳の噴火に際し目下の所大沼付近は危険なきも全村民は恐怖に襲われ居り何れも避難準備

に多忙を極めているが列車の運転には何等の故障もなく運輸を開始している⁽²⁸⁾と噴火当日でも列車を運転していたのである。このため避難住民の大沼から函館などへの輸送や噴火調査隊、救護隊の輸送にも重要な役割を担ったのである。

また、渡島海岸鉄道も被害はなく、溶岩流出のため「避難民は臨時列車の貨車客車を問わず乗り込み数回に互り約二千人から辛じて午後五時頃まで森駅に収容したが森駅には直に臨時列車を出して同駅より全部石倉、八雲方面に輸送した⁽²⁹⁾と砂原村住民の避難輸送に活躍したのであった。

交通機関のうち鉄道で唯一大きな被害を蒙ったのは「大沼電鉄」であった。留ノ澤、鹿部間が降灰により壊滅的被害を受けたのである。

噴火当日の大沼電鉄 昭和4年6月17日、前述のとおり噴火直後から「大沼電鉄」は避難住民と降灰の影響を受け大混乱を呈し「鹿部行電車は積灰及危険のため大沼よりは留ノ澤まで通じ其先は不通となり避難民の輸送不能となりたる⁽³⁰⁾と留ノ澤、鹿部間が不通となった。しかし、「大沼電鉄」は大沼、留ノ澤間で区間折り返し運転を続行していたのである⁽³¹⁾。この時の状況が昭和4年6月18日付「函館日日新聞」に「留ノ湯が焼けてから」として「大沼電鉄」の井上榮太郎談が記述されており「…留の湯が焼け出したので、もうあぶないとにげ出したが蒲団を頭に冠っても火がつくので、小箱や桶を冠った上へ蒲団をかぶってにげたが、桶や箱のため先は見え、みんな夢中で何しろ家族が九人もあるのでさすがの私も閉口しました、幸い一人の負傷もなく大沼駅まで出ることが出来ました神棚も財布も実印も持ち出すひまがありませんでした尚お大沼鹿部間の電鉄は危険を冒して午後

二時頃まで運転しましたが以後は不可能となりました云々」と留ノ澤付近の緊迫した状況とともに「大沼電鉄」が午後2時頃までは危険な状況の中で区間運転を実施していたことがわかる。そして以降は函館水電発電所の焼失で通電不能となるなど、昭和4年6月21日付「函館新聞」でも報道されているとおり同日には全線不通となったのである⁽³²⁾。

大沼電鉄の被害状況 大噴火当日の6月17日から不通となった「大沼電鉄」は、昭和4年6月21日付「函館新聞」に「大沼電鉄当分不通復旧に取掛る」と題して「…留の湯方面は降灰実に五尺以上に達している、奔別方面も降灰に埋まっているのでこれを取除くことは余程の困難が伴うべく又降灰のため不明であるが線路の内熱のため使用出来ざる部分もあるべく旁以て当分は復興困難と観られている目下平山専務及会社幹部が総出で復興計画を進めている」と報道されていることから明らかのように留ノ澤付近の線路が当分復旧出来ない程膨大な量の降灰で埋まる被害を受けたのである。

最終的に「大沼電鉄」が蒙った噴火による直接的な被害は『駒ヶ岳爆発災害誌』の「大沼電鉄軌道被害程度及損害その他」によると

1. 線 路 留ノ澤、鹿部間線路約5哩に熔岩1尺乃至4尺位埋没し、之が排除に要する費用約5,000円。
2. 変 電 所 留ノ澤変電所1棟18坪焼失損害約8,400円（建物及び諸設備機械等一部修繕可能と認め算出）但し修繕不能の場合は機械損害のみ13,000円位の見込みである。
3. 送電線路 留ノ澤、鹿部間の電線切断せられたる箇所7、8ヶ所あり之が損害約1,000円。
4. 停 留 所 鹿部停留所1棟12坪、大破

損害約300円。

5. その他 客車、貨車車輛に異状なしであった。なお、「大沼電鉄」の「昭和4年上期第六回営業報告書」（交通博物館蔵）には全線復旧まで要した費用として約27,100円と報告されている。

大沼電鉄の復旧 前述のとおり大きな被害を受けた「大沼電鉄」であったが、復旧へ向けての対応は早い時期に行なわれていた。不通となった2日後の6月19日には、電車運転が当分見込めないとして道庁へ馬車鉄道の運転を申請、直ちに認可を受けている⁽³³⁾。

この馬車鉄道による運転は、6月24日から開始されたようで、区間は昭和4年7月7日付「函館新聞」記事で「大沼電鉄では地方民の要望に依り目下馬鉄を以て大沼より留の澤まで一日二往復をなし辛じて不便に備えているが一両日中にはガソリン車を使用して積極的運転を行う計画で目下全力を挙げて準備中である」と報じられているとおり被害の比較的軽微であった大沼、留ノ澤間で実施、1日2往復が運転されていたこともわかる。

また、この記事からも伺えるように馬車鉄道からより効率のよいガソリン車の運転を計画、昭和4年7月5日付「函館毎日新聞」にも「鹿部鉄道は過般の駒ヶ岳爆発により致命的な大打撃を蒙ったが会社では一日も速かに復旧する予定で工事を進めて居る電力による運転が問題となりガソリン機関車を購入し外に馬鉄車とを合せて運転するのでないかと云われて居る」と報じられていることから、当面はガソリン車による復旧を目指したのであろう。

このガソリン車については新造ではなく、上磯セメント工場所有の5馬力車を借用、これに「大沼電鉄」所有の電気車輛を連結して運転することが不可能であったことから札幌

馬鉄会社からも客車を借り受けしたようである⁽³⁵⁾。試運転はガソリン車を上磯から11日に回送、13日午前10時20分から12時20分まで大沼、留ノ澤間で実施したようであるが、このガソリン機関車が永らく使用せずに放置していた車だったことからすぐに故障、修繕することとなった⁽³⁶⁾。しかし、「大沼電鉄」としてはガソリン機関車による運転に目途がたったとして一両日中の運転を発表したのである。

大沼電鉄全線復旧へ 大沼、留ノ澤間を馬車鉄道で開通させ、その後ガソリン機関車を投入する計画であった「大沼電鉄」は、当初の予定より早く留ノ澤、鹿部間の埋没線路掘出し作業が完了する見込みとなり、全区間の線路の使用が可能となることから当面全線を馬車鉄道で運転、その後はやはりガソリン機関車による運転を計画した。しかし一抹の不安も感じたようで、故障が頻発する場合はガソリン機関車を断念、別途の方法を講ずる方針も明らかにしている⁽³⁷⁾。

7月19日、大沼、鹿部間でガソリン機関車による試運転を実施、下りは約1時間で運転に成功したが、上りでは良好な成績とはいかなかった⁽³⁸⁾。それでも20日から省線と接続するよう3往復が予定され運転時刻も発表した。この時刻を掲載した昭和4年7月20日付「函館日日新聞」では「一回の輸送人員は二十数名にて料金は従来と変わらない電化は十月でないと実現しない由でそれまではガソリン車で運転する」となっており、10月までは電車が運転できない状況であることがわかる。

ガソリン機関車の運転は7月20日から開始され比較的順調に運転されたようで、故障等による運転休止は7月21日と25日から27日の4日間であった。また、この期間は馬鉄も応急的に並行して使用したようである⁽³⁹⁾。

このガソリン機関車の使用は当初の予定よ

り短期間で終了した。「大沼電鉄」にとって待望の全線電車による運転再開が可能となる出来事が起きたのである。昭和4年8月25日付「函館新聞」にそれまでの経緯も含め「大沼電鉄は駒ヶ岳爆発の被害を蒙って以来一日も早く全通せしめて地方民の便宜を図るべく努力し上磯の浅野セメント会社よりガソリン車を借受ける等有ゆる苦心したが結局面白からず殊にガソリン車は故障頻出して全く用を為さず止むなく目下馬力を使用して運転している、一方東京に於て修繕中の変圧器は十一月頃に至らぬと完成せず其間馬力を利用する事は到底忍び難き所から過般函館水電会社に対して協商した所水電に於ても同情し東雲町の変圧器を貸与する事に交渉まとまり二十日に取付し廿四日午後に試運転せるに成績頗る良好であったので廿五日朝から鹿部まで全く開通を見るに至り地方民は何れも喜んでいる尚大沼電鉄に於ては復興事業として鹿部に学生、家族連等の所謂団体客に便宜を与うる旅館を建設すべく近く工事に着手する由なれば電鉄の快復に依って鹿部方面の復旧愈進捗を見るべく大いに期待されている」と報じられたように、函館水電より変圧器を貸与され、8月25日より電車による全線の運転が再開され、大被害を受けた6月17日以来約2ヵ月ぶりにほぼ完全に復旧したのである。また、旅客増につなげるべく鹿部に旅館の建設を計画するなど積極的な営業施策を展開することになるのである。

3 函館本線（砂原線）の開通と大沼電鉄の廃止

復興後の大沼公園 噴火後の復興が一段落し始めた頃、被害の少なかった大沼公園には噴火後の駒ヶ岳を見物しようとする客などで

賑わいを見せていた。この時期、国立公園候補地の一つにも挙げられ、函館から大沼までの自動車道路も大沼紅葉館主人宮川勇の手により工事が進み、昭和4年秋頃には開通する予定となりそれを見越した乗合自動車の認可申請も出てきている。また、大沼を一周する自動車道も同年10月には全通する予定となった。⁽⁴¹⁾

鉄道では旅行者の増大に対応し大沼駅の改善計画が出され、いよいよモダンな駅舎に生まれ変わる事となり11月17日の竣工を目指して工事が開始されるなど、観光地大沼がますます注目されるようになってきたのである。

この時期、注目すべき点は前述のように観光開発のうでで自動車が交通手段として重要な位置を占めてくることであろう。この点は後に「大沼電鉄」が乗合自動車事業へ進出することからも伺えることである。

復興後の大沼電鉄 噴火被害から復旧を果たし全通した「大沼電鉄」は昭和4年8月1日付「函館日日新聞」に報道されているように本社を札幌市に移転した。旅客輸送は前述のとおり電車により運転されていたが、貨物輸送については鹿部の復興の遅れ等により未だ運転されていない状況にあった。なお貨物輸送の省線との連帯運輸は昭和4年7月6日に許可されている。⁽⁴³⁾

復興後の「大沼電鉄」について『駒ヶ岳爆発災害誌』に「全滅の留ノ澤温泉の賑い」と題して昭和4年11月7日取材の東京日日新聞記者の記事を掲載している。これに「大沼駅に下車して直ぐ目につくのは大沼電鉄の復旧だ。当時電鉄の復旧は一、二年はかかると云われたが半歳ならずして動いている。電鉄と併行している国道には留ノ澤行きの自動車が頻繁に通っている。銚子口あたりから一寸、

二寸、三寸と留ノ澤では三尺余りに積った路上の軽石は自動車や人馬の往来ですっかりかためられ以前にも増した道路になっている。留ノ澤は辛うじて湯壺が残ったのみであったが、今は立派に復旧して多数の湯治客の姿が動く。」と書かれていることから「大沼電鉄」の早い復旧とともに全滅に近い被害を受けた留ノ澤周辺も立派に復興したことを如実に物語っていると見えるだろう。

鹿部復興と大沼電鉄 昭和4年7月、噴火により大きな被害を受けた鹿部村でも国から無利子で資金を借入する等の北海道庁の復興方針が決定、ようやく住宅や役場、学校などの建設が始まることとなり徐々に復興へ向けて動きだした。⁽⁴⁴⁾

「大沼電鉄」でも鹿部村の復興に期待、復興に寄与するべく大沼、鹿部間の利用者に対する運賃割引を昭和4年11月20日から12月末日まで実施している。⁽⁴⁵⁾ また、終点鹿部駅付近の土地を旅館経営する者に限り5年間無料で貸与するとともに自社で採掘した温泉も無料で提供する⁽⁴⁶⁾という施策を実施した。

この「大沼電鉄」の鹿部村に対する一連の動きの中で注目すべきことは、鹿部駅周辺の土地を宅地として分譲する計画を持っていた点である。⁽⁴⁷⁾ 本州の私鉄では乗客増の対策として沿線開発の一貫で宅地分譲は行なわれてきたが、函館周辺ではおそらく初めての事例と言えるだろう。

昭和5年5月、同社は鹿部村の急速な復興による利用者の増加に対応するとともに復興鹿部を観光する遊覧客を狙い再度大沼、鹿部間の大幅な運賃割引を実施した。⁽⁴⁸⁾ そして鹿部駅舎も同年7月には三角屋根の実にモダンな姿に変貌⁽⁴⁹⁾、まさに復興鹿部の象徴となったのである。

なお、この鹿部復興が開始される直前の昭

和4年7月3日付「函館日日新聞」に「渡島鉄道認可」として「鉄道省では二日付を以て左の地方鉄道に対して敷設免許の司令を發した一、渡島鉄道（北海道砂原村より鹿部村に至る）一、建設費未定」と報じられている。これはおそらく「渡島海岸鉄道」が昭和2年に敷設計画を明らかにしていた砂原、鹿部間のことと考えられるが、何れにしても実現しなかった鉄道線であった。

大沼電鉄の温泉プール 昭和5年6月20日付「函館毎日新聞」に「鹿部村の大賑わい」と題して「大沼電鉄」による温泉プール計画を紹介している。これによれば「爆発で有名となった鹿部は電車の全通と共に昨今は災害地見物の人達で思いがけない潤いを受けているが電車もそのお陰で予定より五割乃至十割の増収をあげてホクホクしている函館から楽に日帰り見物が出来ると云う宣伝が最も効いて来て見れば又予想以上に甚だしい荒野の景色も却て好奇心を誘って当分鹿部は是等の見物で繁昌を続けそうでこんど電鉄では専門技師に委嘱して鹿部に三百人五百人を優に収容する大温泉プールを設計し本月中には完成の予定であるが無料入浴と無料休憩所の設備もなし大々的に温泉の宣伝をなして自分の客も増そうという算段である」として昭和5年の春には噴火後の見物客が鹿部を多数訪れ、これにより鹿部村が潤い、同時に「大沼電鉄」でも宣伝による効果により5～10割の増収はどう見ても大袈裟であるが相応の利益を上げている状況が伺えよう。



鹿部市街案内図『道南の観光』より

また、この記事で「大沼電鉄」が温泉利用のプールを計画し同年6月中に完成する旨も伝えているが、前述の宅地分譲とこのプール事業等、まさに「大沼電鉄」が現在の鉄道会社が行なうリゾート地開発の魁とも言うべき積極的な事業展開を計っていたことが注目されよう。同時期に開業した「渡島海岸鉄道」では鉄道事業以外のこのような動きが見られず、実に対照的と言えるだろう。

なお、このプールは6月中には報道のとおり開業した模様で、当時のプール開きの貴重な写真が『鹿部町史』に掲載されている。

自動車との競争時代 昭和5年以降他の地域と同様に大沼周辺でも前述のように周遊自動車道路の整備が進むなど本格的な自動車の時代を迎えつつあった。これに対して「大沼電鉄」でも昭和4年12月17日に北海道庁に対し自動車営業認可申請を出している⁽⁵⁰⁾。さらに昭和5年6月25日に貸切旅客自動車営業願を、7月1日には貸切貨物自動車営業願を北海道長官宛に提出した⁽⁵¹⁾。この申請で旅客自動車については却下された模様で昭和6年4月にも再度申請している⁽⁵²⁾。

この鉄道会社による自動車の兼営は「渡島海岸鉄道」でも行なっており、鉄道会社による自動車専業会社への対応策とともに自社の鉄道路線を護る意味合いが深かったと言えるだろう。事実この自動車による影響が「大沼電鉄」の「第拾回営業報告書昭和六年上期」(交通博物館蔵)に「…貨物ニアリテハ前期ニ比シニ三四噸前々期ニ比シ三二二三噸即チ半減セラレタル状態ナルノミナラズ地方貨物自動車ノ競争激甚ヲ極ムルノ結果運賃ノ割引ヲ以テ之ニ対抗スルノ已ムナキ状態ニ立至レリ」と述べられており、貨物自動車が競争相手として無視できない存在となり、またそれ以上に鉄道側では不本意な運賃割引などで対

抗せざるを得ないほどの状況となってきたのである。

大沼電鉄の自動車営業 「大沼電鉄」では昭和8年にも鹿部、砂原間の自動車運輸願を申請したが不許可となっており、しばらくは自動車営業が認可されなかった。この間「大沼電鉄」と競合している自動車専業会社では、貨物輸送が好調なのに対し旅客自動車では営業休止の状態に陥いる会社が多く、この結果昭和9年上期では「大沼電鉄」の利用客が大幅に増加している⁽⁵⁴⁾。このような状況から「大沼電鉄」では「…当線営業ノ本体ハ今後共旅客運輸ニ在リト推測セラルルヲ以テ沿線遊覧地ノ開発設備ノ充実奉仕ノ改善等誘客対策ニ専念シ此ノ好勢ノ永続ヲ期スルニ遺憾ナカラシメントス⁽⁵⁵⁾」として今後の営業施策として旅客輸送を主体に展開するとしている。

その後「大沼電鉄」による自動車の営業は昭和12年3月1日、竹中合名会社から買収した鹿部、見日(現南茅部町尾札部見日)間、川汲、川汲温泉間を継承し乗合自動車の営業開始したのが最初で、「運転回数ヲ増加シ軌道トノ完全ナル直通化ヲ具現シ以テ内容ヲ整ヘタリ⁽⁵⁶⁾」と鉄道路線に連絡するように運行回数やダイヤ等の設定を行なうとしている。これは鉄道の旅客輸送を中心に自動車の兼営はそれを補完させ、また鉄道路線のない地域には接続する乗合自動車を走らせ鉄道輸送の活性化を計るという考え方を持っていたと言えるだろう。「大沼電鉄」ではさらに同年7月1日より鹿部、大沼間の乗合自動車臨時運行の認可を得て運行を開始している⁽⁵⁷⁾。

大沼電鉄の営業状況 さて、開業直後に噴火被害を受け復旧、その後の「大沼電鉄」はどのような状況で推移したのであろうか。

前述の自動車営業開始のほか鉄道事業として昭和8年には鹿部、尾札部間の軌道延長敷

設願を申請したが却下されている。⁽⁵⁸⁾

昭和8年から15年までの「大沼電鉄営業報告書」(交通博物館蔵)を見ると貨物輸送が鹿部周辺地域の海産物輸送に全面的に頼っており、このため年毎の漁獲量により輸送量の増減が激しく、安定した運賃収入は得られていない。鹿部村に建設されたフィッシュミール工場に望みを託したがさほどの成果が上らず、全般的に貨物輸送は前述の貨物自動車の影響もあり恒常的に収益に繋がらない状況が続いていた。

主力とした旅客輸送においても同じく遊覧客の増減による影響が目立っている。この中で、現在の地方交通機関が抱えている問題と同じ通学生の激減による収入減の影響をこの時期から受けていた点が興味深い。

一方、乗合自動車は後に営業を始めた貸切自動車とともに順調に推移、「大沼電鉄」にとって「将来益々軌道ノ培養機関トシテ業績見ルベキモノアラン」⁽⁵⁹⁾と十分な収益を上げ鉄道輸送収益の補完する役割を担ってきたのである。このようにそこそこの営業状況で特に大きな問題も抱えることなく、また当初の路線延長計画は実施しないまま運転を続けることになるが、昭和16年の太平洋戦争開始からは次第に国による統制が強化され自動車営業も含め昭和20年の廃業まで苦しい経営に変わっていくのであった。

砂原線着工と大沼電鉄廃止 昭和12年7月日華事変(蘆溝橋事件)が勃発、日本は次第に暗い統制の時代へと向かい、軍部による鉄道を主体とした各交通機関への介入も目立ち始めてきた。軍部により鉄道輸送の強化が計られてくるのである。

昭和18年鉄道省は函館本線五稜郭、長万部間の輸送容量増大のため複線化を計画、このうち軍川(現大沼)、森間が約20パミール(20

／1000)と急勾配区間であったために複線化しても長大列車の運転は望めず、新線を駒ヶ岳東回り線に着工することが得策と判断した。このためまず「渡島海岸鉄道」線の一部を買収し新線を建設することとなり、車両を除く諸設備は時価をもって政府に引き継がれた。⁽⁶¹⁾

工事は昭和19年より森、砂原間の買収線と軍川から砂原間の新線が直ちに同時着工された。この軍川、砂原間がほぼ「大沼電鉄」線と並行して建設されることとなり、「大沼電鉄」も影響を蒙ることになったのである。

この当時の新聞記事等が捜し出せず残念ながら詳細を明らかにすることが出来なかったが、昭和20年1月25日をもって「渡島海岸鉄道」が廃止、「大沼電鉄」は同年6月1日、工事中の函館本線新線開通日をもって廃止された。敷設計画時から両社ともに錯綜しながらもようやく実現した渡島半島の私設地方鉄道は、戦争というこの時代の中に静かに消えていったのである。

4 戦後の大沼電鉄開業から廃止まで

戦後の鉄道敷設計画 「大沼電鉄」、「渡島海岸鉄道」を廃止させた森、砂原、軍川間の函館本線新線が開通した僅か2ヵ月半後の昭和20(1945)年8月15日、日本は終戦を迎えた。この日から戦後の混乱と民主主義国家としての復興が始まることとなる。道内でも戦後復興が始まり特に食料増産を柱とした政策が展開されていった。

昭和21年、道庁は戦前からの鉄道敷設計画を再検討、新に開拓鉄道として敷設計画を政府に申請することとなった。この中には鹿部から白尻、尾札部、椴法華、尻岸内、戸井、銭亀澤を經由して五稜郭に至る約100キロの

渡島半島東岸を巡る路線が盛り込まれていたのである。⁽⁶²⁾ 残念ながらこの線区は実現に至らず計画のままで終わっているが、戦後鹿部周辺の漁村開発に鉄道敷設が必要事項であったことが伺えよう。なおこの計画後、道庁では昭和23年に北海道総合開発計画を策定、後に「大沼電鉄」にも関わってくる戸井、五稜郭間の未完の戸井線を含めた計34線を新設要望鉄道として挙げている。⁽⁶³⁾

大沼電鉄復活 昭和21年5月、廃止された「大沼電鉄」の早急な復活を要望する陳情が鹿部、臼尻、尾札部の3村から出された。これは戦時中に函館本線の複線新線として建設された国鉄線の鹿部駅が鹿部市街地から7キロメートルも離れており、また冬期間同線が運転休止に陥り大きな支障をきたしたことが要因となり「さきに同方面の動脈として性能を発揮していた旧大沼電鉄路線の急速復活運行方を運輸省、道庁その他関係方面宛陳情中であり目的完遂のためには三ヶ村全村民の総意をまとめて徹底的な運動を開始する」⁽⁶⁴⁾ となったものである。

戦時中に計画され突貫工事で完成した新線はあくまで函館本線の輸送力増強の目的のみで建設された、いわば軍川、森間の勾配緩和を目的にしたバイパス線であったため、敷設路線には鹿部村周辺の鉄道利用は一切考慮されていなかったのである。このため戦後すぐに廃止された「大沼電鉄」の復活要望がこれら住民から噴き出てきたのであろう。

大沼電鉄事業再開へ 営業復活要望に対する「大沼電鉄」の対応は早く、すぐに事業再開を申請、これが昭和21年11月8日に認可となった。この経過を伝える昭和21年11月16日付「北海道新聞」では「道南の大沼電鉄は軍事補償打切りのため会社経理応急措置令の適用を受け特別経理会社に指定されその撤去路

線復活は至難視されていたが今回増資応募予定の沿線住民から将来増資払込に振替えることを条件として百五十万円借入金による事業再開を申請中去る八日これが許可され近く着工に乗り出すことになった」と地域住民による強い要望で奇跡的に復活着工となることを報じている。また、同記事により廃止時「大沼電鉄」が昭和20年5月企業整備のため軌道営業を廃し、その設備を約200万円で産業設備営団に売却していたことが伺える。

大沼電鉄再度の着工 事業が再開され着工が決定した後、「大沼電鉄」は直ちに工事を開始した模様で昭和22年6月24日付「北海道新聞」では短期日で復旧工事が進み6月中の竣工、7月末には運転を開始する旨を報道している。この記事では運転区間を鹿部、銚子口間とし年間旅客延数260万人、貨物3万トンを目指して函館本線に接続する5～6往復の電車を運行するとしている。また、短期間で復旧できた要因として撤去後の資材が手元にあったことを挙げているが、これに関して昭和23年1月16日付「函館新聞」に「…撤去した施設は輸送難のため大沼に眠ったまま終戦となり…」とあることから廃止後に撤去し売却した資材は終戦直前からその後の混乱の影響で大沼に存置されたままであったことが伺え、これが事実復旧を早めた要因であったことを裏付けていよう。

さて、建設工事は昭和22年6月24日及び12月24日に工事施工認可を受け12月31日には銚子口駅国鉄線連絡工事を除き竣工した。⁽⁶⁵⁾

大沼電鉄二期目の営業開始 昭和23年1月14日運輸営業開始認可により「大沼電鉄」は廃止からほぼ2年半ぶりに同年1月16日から運転を開始した。⁽⁶⁶⁾ いわゆる「大沼電鉄」二期目の運輸営業の始まりである。運転開始を報じた昭和23年1月16日付「函館新聞」では「従

前の大沼一鹿部間十七、二キロがこんどは銚子口一鹿部間十一、三キロと多少短くなった、これは大沼まで延長すれば国鉄砂原線と平面交錯してしまうことや資材面の都合などからおこったものだが新線は中間に大沼温泉、駒見、宮浜の三駅を置き、客貨通行は一日七往復を行う計画でいる」として中間に3駅を設置、旅客、貨物あわせて一日7往復の運転としている。また運行ダイヤも掲載しており、これを見ると一日旅客が臨時列車を入れて6往復、貨物が1往復と思われる。さらに同記事では1月15日は無料で運転、16日から本格的に営業開始し、銚子口駅で国鉄線と直通させる貨物連絡線を着工し4月に竣工予定と報じている。

運行車両および変圧器などは何れも廃止前に使用していたものを補修して使用、客車は60人乗4両、貨車は4両で営業運転を開始したのである。⁽⁶⁷⁾

国鉄連携業務も3月15日から開始され、札鉄管内及び本州一部駅から同鉄道通しの乗車券の発売、手荷物受託も開始された。⁽⁶⁸⁾

第二期の営業状況 昭和23年1月16日の営業開始以来の営業状況を見てみると、まず営業開始1ヵ月で旅客数41,538人と当初の予想

を上回る好成績を挙げたとし、貨物は同期は輸送がないが銚子口駅の国鉄連絡線が完成後には輸送量が激増すると予想している。⁽⁶⁹⁾

その後貨物輸送は国鉄線との連絡線が完成し9月10日から直通運転が開始され、12月31日までの3ヵ月間で4,306トンの成績を挙げた。⁽⁷⁰⁾ 秋から冬期にかけての成績としてはなかなかの成績で、当初目標の年間3万トンも可能な勢いであったと言えよう。

昭和24年も旅客人員は延び309,358人と前年に比べ47,331人の増加となっており、貨物は21,021トンと中途から直通運輸が開始された前年に単純比較できないが、目標額には届かないとはいえそれほど悪い成績ではないだろう。

昭和25年9月1日からは鉄道保護路線として一般乗合自動車営業を兼営することとなり42人乗のバスを2両購入している。この路線は明らかでないがおそらく大沼、鹿部間と思われる。⁽⁷¹⁾

経営の悪化 しかし、昭和25年以降旅客数はじめ貨物取り扱い数にも陰りが見え減少傾向を示してくる。⁽⁷²⁾ この原因として昭和27年7月27日付「北海道新聞」に「二十五年春噴火湾一函館を直結する川汲山道が開通、現函館バス会社がバスを運転してか、電鉄の旅客はガタ落ちしたトラック業者もこぞってこの川汲山道を利用するにいたって貨物輸送量も激減した」と噴火湾東海岸と函館を結ぶ川汲山道の開通によるとしている。

「大沼電鉄」ではこの打開策として考えたのか、昭和25年頃には新日本観光百撰で上位に入選するなど来訪者が増加し整備されつつある大沼公園に着目、昭和26年5月から大沼遊覧船及び定期船事業を開始した。⁽⁷³⁾ しかし、この観光事業進出が仇となり「大沼電鉄」を窮地に追い込む要因のひとつとなったのであ

昭和23年1月16日付「函館新聞」

る。

また、昭和26年度に従業員の給与ベースを40%アップしたことにもより、同年度は約490万円の赤字を出し深刻な経営難に陥ってきたのである。⁽⁷⁴⁾

大沼電鉄の再建策と軌道廃止 経営不振にあえぐ「大沼電鉄」では昭和26年6月に未成線である国鉄戸井線（五稜郭、戸井間約29キロ）の払下を受け私設鉄道敷設の申請を提出した。⁽⁷⁵⁾ 建設費約1億5,000万円のほとんどを融資によるとしており、⁽⁷⁶⁾ 会社全体の資金繰りにこの大きな融資を当て込んだ計画であると思われる。事実、事業計画は翌年すぐに取り下げ申請が提出され、計画は放棄された。

その後、昭和27年7月同社は再建案として遂に電鉄営業を廃止し軌道も撤去、観光事業及びバス、トラック運輸業へ転換する旨を発表した。⁽⁷⁷⁾

また同時に運輸事業廃止許可申請書を運輸大臣宛に昭和27年7月23日に提出、ここで「大沼電鉄」の軌道事業廃止の意向が決定したのである。⁽⁷⁸⁾

この軌道廃止決定に対し早速沿線から強硬な反対陳情がなされている。鹿部村では村会での反対決議後、同社と数度にわたり交渉を重ねた末に村営とする案で解決しようとしたが譲渡価格で折り合いがつかず村営案も廃案となってしまった。⁽⁷⁹⁾

その後「大沼電鉄」の軌道廃止問題は遂に同年11月28日に鹿部村との間で合意、12月1日から電鉄営業を休止することになった。同社では運休後の旅客輸送を国鉄線接続のバス6往復でまかなうこととしたのである。⁽⁸⁰⁾

同年12月25日、軌道撤去申請も認可され同社では電鉄営業を廃止、鹿部側から軌道撤去を開始した。この撤去により鹿部村では村民と村会の間で紛糾、議員が総辞職する事態も

発生した。⁽⁸¹⁾ 代替輸送のためバスも運転開始、70人乗り新車2台も購入し軌道撤去後に社名も変更しいよいよ電鉄業からバス、トラック事業会社へと転換することになったのである。⁽⁸²⁾ 第二期目となった戦後の電鉄営業はわずか4年というじつに短い期間で幕が降ろされたのである。



昭和4年2月4日付「函館日日新聞」

大沼電鉄の廃業 バス事業・観光事業会社となり大沼、鹿部間の乗合バスの運転を開始した「大沼電鉄」であるが、経営改善は一向に見られずさらに赤字が膨らんでいく一方で倒産寸前という事態に陥ったのである。昭和27年度は約20万6,000円の赤字で新車バス購入代金をも支払い不能となり購入車をメーカーに返還、路線運行にも支障がでて、昭和28年9月8日には車両故障のため函館市営バスから車両を借用して運行するなど四苦八苦の営業状態となった。⁽⁸³⁾ これは軌道事業を廃止してバスに転換させたものの、前述のとおり既に川汲山道は函館バスが函館直通バスを運行しておりまた、尾札部、鷹待（現砂原線鹿部駅）間にも路線バスを運行しているなど後発の「大沼電鉄」には分が悪かったのである。こうした状況下「大沼電鉄」は遂に行き詰まり路線バスも運転できない状態となった。昭和28年9月20日に大沼、鹿部間のバス運転を中止、函館陸運事務所では同社の営業再開は望み薄と判断、函館バスに同社路線の営業申請を出させ直ぐに函館バスにより代替運転が開始されたのであった。⁽⁸⁴⁾

その後同社は解散されたが、鹿部村では一連の「大沼電鉄」廃業問題で大揺れとなってきたが、同社が廃止後もその問題は尾を引き、東京の実業家を巻き込んだ詐欺まがいの事件にも発展、結局は再建の夢も消えてしまったのである。⁽⁸⁵⁾

口、鹿部間としたことが大沼からの観光客誘致にもつなげられず、また交通アクセスでも中途半端なものとなったことが致命傷となったと思われる。

本稿では「大沼電鉄」について沿革を概観してきたが、戦後の営業等については聞き取り調査を含め、今後の研究テーマとしていきたいと思う。本稿をまとめるに当たり多くの資料を提供いただいた七飯町歴史館館長長川清悦氏をはじめ関係諸氏に改めてお礼申し上げたい。

(前市立函館博物館 学芸員・現函館市青少年研修センター 主任主事)



昭和29年12月28日付「北海道新聞」

こうして昭和4年の第一期開業から中途で戦争による廃止を挟み昭和23年には第二期の開業を果たした「大沼電鉄」も約23年間の歴史に幕を閉じたのである。

おわりに

函館市以外の地で誕生した私設鉄道「大沼電鉄」は観光地「大沼」を意識しながらも地方の村を結ぶ鉄道として実にユニークな存在であった。

「大沼電鉄」の記録を辿ると現在の大手私鉄会社の営業施策と同種の事業を地方で展開するなどおもしろいものがある。結果として戦争により一度廃止され、戦後復活したもの、国鉄線との交差をさげ、運転区間を銚子

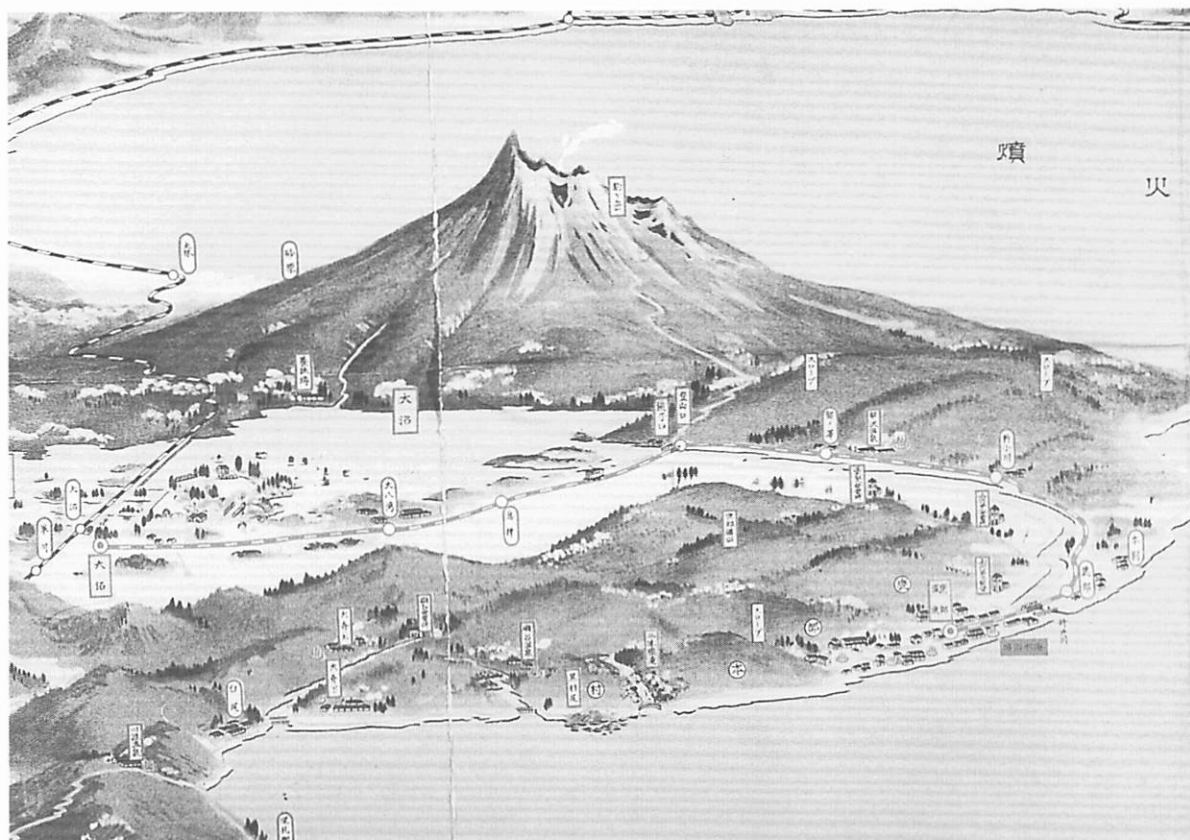
註

- (1) 昭和3年5月6日付「函館日日新聞」
- (2) 昭和3年5月7日付「函館毎日新聞」
- (3) 大沼電鉄「昭和3年下期 第五回営業報告書 自昭和3年9月1日至昭和4年2月28日」交通博物館蔵
- (4) 昭和3年12月21日付「函館日日新聞」
- (5) 註(3)に同じ
- (6) 昭和4年1月9日付「函館日日新聞」
- (7) 昭和4年1月7日付「函館日日新聞」
- (8) 昭和4年1月8日付「函館毎日新聞」
- (9) 昭和4年1月22日付「函館日日新聞」
- (10) 昭和4年1月26日付「函館日日新聞」
- (11) 昭和4年1月31日付「函館毎日新聞」
- (12) 註(3)に同じ
- (13) 昭和4年2月21日付「函館日日新聞」
- (14) 昭和4年2月22日付「函館毎日新聞」
- (15) 『函館市史』銭亀沢編 函館市 平成10年
- (16) 註(15)に同じ
- (17) 昭和3年10月23日付「函館日日新聞」
- (18) 昭和4年4月17日付「函館日日新聞」
- (19) 昭和6年4月8日付「函館毎日新聞」
- (20) 『新北海道史』第五卷通説四 北海道 昭和50年
- (21) 昭和4年5月3日付「函館日日新聞」
- (22) 『地質鉱物標本』市立函館博物館蔵品目録4 地質鉱物篇 市立函館博物館 昭和59年
- (23) 『駒ヶ岳爆発災害誌』(財)北海道社会事業協会 昭和12年
- (24) 註(23)に同じ
- (25) 註(23)に同じ
- (26) 註(22)に同じ
- (27) 昭和4年6月18日付「函館日日新聞」
- (28) 昭和4年6月17日付「函館日日新聞」
- (29) 註(27)に同じ
- (30) 註(28)に同じ
- (31) 註(29)に同じ
- (32) 昭和4年6月21日付の「函館新聞」に「大沼電鉄では既報の通り駒ヶ岳の噴火にて十七日から不通となった」として「大沼電鉄」が昭和4年6月17日から不通になったことを報じている。
- (33) 昭和4年6月20日付「函館日日新聞」
- (34) 大沼電鉄「昭和4年上期 第六回営業報告書 自昭和4年3月1日至昭和4年8月31日」交通博物館蔵 によると駒ヶ岳噴火による運転停止が昭和4年6月18日～23日となっており、また同報告書の「運輸状況」欄に「辛シテ馬車輸送ヲ継続シタル」との記述があることから推察できる。
- (35) 昭和4年7月2日付「函館新聞」
- (36) 昭和4年7月14日付「函館新聞」
- (37) 昭和4年7月16日付「函館新聞」
- (38) 昭和4年7月20日付「函館新聞」
- (39) 大沼電鉄「昭和4年上期 第六回営業報告書 自昭和4年3月1日至昭和4年8月31日」交通博物館蔵
- (40) 昭和4年8月3日付「函館日日新聞」
- (41) 昭和4年8月15日付「函館日日新聞」
- (42) 昭和4年8月25日付「函館新聞」
- (43) 昭和4年7月7日付「函館新聞」
- (44) 昭和4年7月16日付「函館日日新聞」
- (45) 昭和4年11月20日付「函館日日新聞」
- (46) 註(45)に同じ
- (47) 大沼電鉄「昭和4年下期 第七回営業報告書 自昭和4年9月1日至昭和5年2月28日」交通博物館蔵
- (48) 昭和5年5月10日付「函館日日新聞」
- (49) 『鹿部町史』 鹿部町 平成6年
- (50) 註(47)に同じ
- (51) 大沼電鉄「昭和5年上期 第八回営業報告書 自昭和5年3月1日至昭和5年8月31日」交通博物館蔵
- (52) 大沼電鉄「昭和6年上期 第十回営業報告書 自昭和6年3月31日至昭和6年8月31日」交通

- | 博物館蔵 | 館蔵 |
|--|--|
| 53) 大沼電鉄「昭和8年上期 第14回営業報告書
自昭和8年3月31日至昭和8年8月31日」交通
博物館蔵 | 72) 註71)に同じ
73) 大沼電鉄「営業概況書 昭和26年1月から昭和
26年9月」交通博物館蔵 |
| 54) 大沼電鉄「昭和9年上期 第16回営業報告書
自昭和9年3月31日至昭和9年8月31日」交通
博物館蔵 | 74) 昭和27年7月27日付「北海道新聞」
75) 註15)に同じ
76) 昭和26年6月14日付「北海道新聞」
77) 註74)に同じ |
| 55) 註54)に同じ | |
| 56) 大沼電鉄「昭和12年上期 第22回営業報告書
自昭和12年3月31日至昭和12年8月31日」交通
博物館蔵 | 78) 大沼電鉄「営業概況書 自昭和27年4月1日至
昭和27年9月30日」交通博物館蔵
79) 昭和27年9月17日付「北海道新聞」
80) 昭和27年11月29日付「北海道新聞」
81) 昭和28年1月20日付「北海道新聞」
82) 昭和27年12月27日付「北海道新聞」
83) 昭和28年9月11日付「北海道新聞」
84) 昭和28年9月23日付「北海道新聞」
85) 昭和29年12月28日付「北海道新聞」 |
| 57) 註56)に同じ | |
| 58) 註53)に同じ | |
| 59) 大沼電鉄「昭和12年下期 第23回営業報告書
自昭和12年9月1日至昭和13年2月28日」交通
博物館蔵 | |
| 60) 『北海道鉄道百年史』中巻 日本国有鉄道北海
道総局 昭和55年 | |
| 61) 註60)に同じ | |
| 62) 昭和21年5月16日付「北海道新聞」 | |
| 63) 註15)に同じ | |
| 64) 註62)に同じ | |
| 65) 大沼電鉄「昭和22年下期 第43回営業報告書
自昭和22年9月1日至昭和23年2月29日」交通
博物館蔵 | |
| 66) 註65)に同じ なお、開通を伝える昭和23年1月
16日付「函館新聞」では15日から運行を開始し
たとしている。これはおそらく無料運転日を開
通日としたためであろう。 | |
| 67) 註65)に同じ | |
| 68) 昭和23年3月13日付「北海道新聞」 | |
| 69) 註65)に同じ | |
| 70) 大沼電鉄「昭和23年度第44回営業報告書 自昭
和23年1月1日至昭和23年12月31日」交通博物
館蔵 | |
| 71) 大沼電鉄「昭和25年度第46回営業報告書 自昭
和25年1月1日至昭和25年12月31日」交通博物 | |

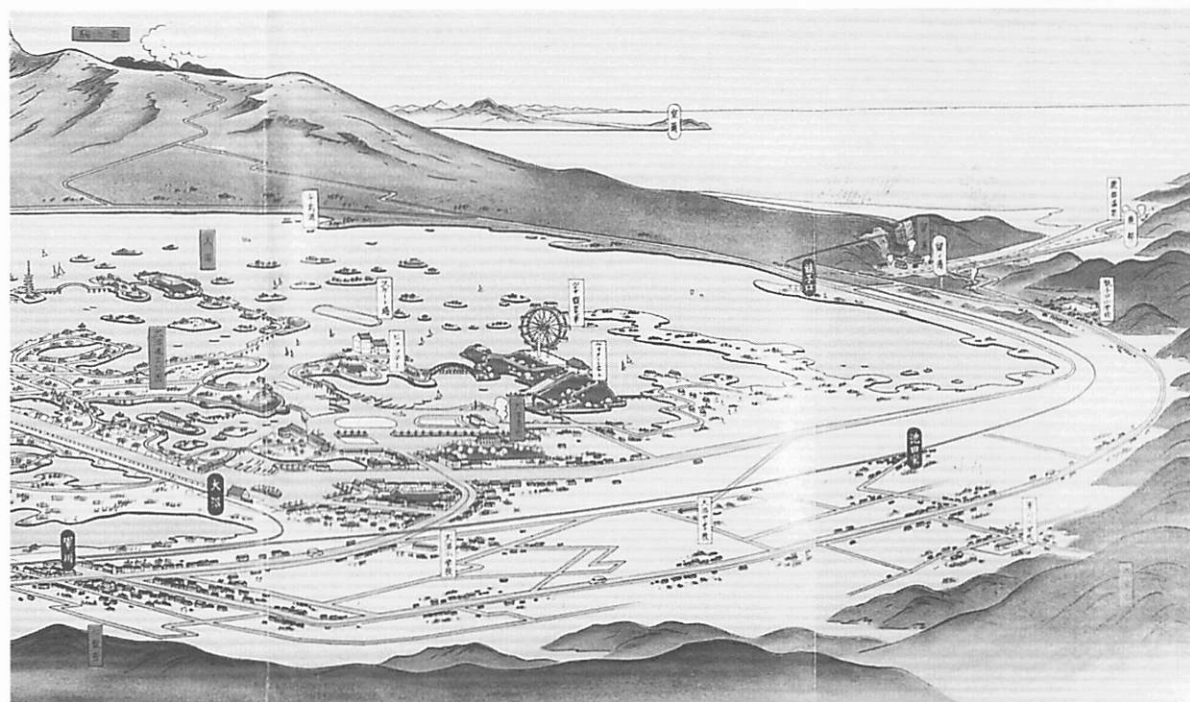
大沼電鉄関係年表

西暦	年号	年	月	日	事 項	出 典
1872	明治	5			宮崎旅館(宮崎重兵エ) 蓼菜沼に開業	物語大沼小史1960
1897	明治	30			宇喜多秀夫、大沼・吉野山一帯に宇喜多農場創設	物語大沼小史1960
1902	明治	35	12	10	函館(旧=海岸町)～本郷間開通(北海道鉄道株式会社)	先駆函館駅80年の歩み
1903	明治	36	6	28	本郷～森間開通 森駅、(軍川) 大沼駅開業	鹿部町史
1904	明治	37			宮川勇、大沼に旅館第一紅葉館を開業	物語大沼小史1960
1904	明治	37			鹿部・軍川間道路起工	鹿部町史
1904	明治	37	7	1	函館～亀田間開通 函館駅開業、旧駅を亀田駅と改称	先駆函館駅80年の歩み
1904	明治	37	10	15	北海道鉄道、函館～小樽間全通	先駆函館駅80年の歩み
1906	明治	39			堀口亀吉、名物大沼だんごを始める	物語大沼小史1960
1907	明治	40	1		鹿部村字小川折戸川上流に大沼第一発電所第一期着工	鹿部町史
1907	明治	40	7	1	北海道鉄道国有化 大沼に仮停車場開設	鹿部町史
1908	明治	41	6	1	函館運輸事務所 大沼公園仮停車場開業	鹿部町史
1908	明治	41	8	27	函館水力発電(株) 大沼水力発電所送電開始	鹿部町史
1914	大正	3	1		函館水電(株)大沼第二発電所竣工 送電開始	鹿部町史
1915	大正	4	4	17	実業の日本社主催 日本新三景に大沼入選	鹿部町史
1919	大正	8	9		函館水力発電(株) 第三発電所竣工	鹿部町史
1920	大正	9			大沼駅を軍川駅、大沼公園駅を大沼駅と駅名変更	鹿部町史
1921	大正	10	12	27	大沼鹿部間軽便鉄道布設出願(馬動力・二呎六吋) 許可	鹿部町史
1922	大正	11	2		渡島軌道出願	函館新聞大正11年2月8日
1922	大正	11	4	1	道立大沼公園開設	鹿部町史
1923	大正	12	1	17	渡島軌道申請許可	鹿部町史
1923	大正	12	9	1	関東大震災	
1926	大正	15	5		砂原鉄道起工	函館日日新聞大正15年4月13日
1927	昭和	2	6		大沼八景運動(日本新八景)	函館日日新聞昭和2年6月22日
1927	昭和	2	6	13	鹿部、大沼、函館間の電鉄、準備協議会開催	函館日日新聞昭和2年6月14日
1927	昭和	2	10		上磯、江差間鉄道の上磯、茂辺地間着工	函館市史銭亀沢編
1927	昭和	2	11	18	渡島軌道案(路線変更)、七飯村会で可決	函館日日新聞昭和2年11月19日
1927	昭和	2	11	20	大沼温泉地帯を渡島軌道(株)の委嘱を受け、帝大教授調査	函館日日新聞昭和2年11月20日
1927	昭和	2	12	25	渡島海岸鉄道の砂原鉄道開通、営業開始	函館日日新聞昭和2年12月24日
1927	昭和	2	12	31	戸井電気鉄道(株)根崎～戸井間軌道敷設申請(昭和6年1月却下)	函館市史銭亀沢編
1928	昭和	3	5	6	大沼電鉄(株)、大沼～鹿部間軌道布設起工式開催	函館日日新聞昭和3年5月7日
1928	昭和	3	7	1	渡島海岸鉄道、列車時刻一部改正	函館日日新聞昭和3年6月30日
1928	昭和	3	7		尾札部自動車(大沼～鹿部～白尻～尾札部) 許可	函館日日新聞昭和3年7月28日
1928	昭和	3	9	10	長輪線長万部、輪西(現東室蘭)間開業	函館市史銭亀沢編
1928	昭和	3	9	13	砂原鉄道、砂原連帯運輸(鉄道省線森駅との連絡設備完成)	函館日日新聞昭和3年9月13日
1928	昭和	3	10	7	大沼鹿部電鉄、軌道引延し工事着手	函館日日新聞昭和3年10月8日
1928	昭和	3	10	20	大野電鉄認可(函館～大野村)	函館日日新聞昭和3年10月23日
1928	昭和	3	10	22	渡島海岸鉄道、開通祝賀開催(森町、砂原町)	函館新聞昭和3年10月24日
1928	昭和	3	12	7	大沼電鉄、東京へ発注の車両到着	函館日日新聞昭和3年12月7日
1929	昭和	4	1	5	大沼電鉄、大沼～本別間営業開始	函館日日新聞昭和4年1月9日
1929	昭和	4	1	10	函館大野電鉄、創立総会開催	函館新聞昭和4年1月7日
1929	昭和	4	1	31	大沼電鉄、大沼～鹿部間全線開通、営業開始	昭和3年下期営業報告書
1929	昭和	4	6	17	駒ヶ岳大噴火、大沼電鉄全線不通	函館新聞昭和4年6月21日
1929	昭和	4	6	24	大沼電鉄、馬車鉄道運転(大沼～留ノ湯)	函館日日新聞昭和4年6月20日
1929	昭和	4	7	6	大沼電鉄、省線との貨物連帯運輸開始(復旧まで中止)	函館新聞昭和4年7月7日
1929	昭和	4	7	20	大沼電鉄、ガソリン機関車による代替運転開始(大沼～鹿部)	昭和4年上期営業報告書
1929	昭和	4	8	25	大沼電鉄、全線で電車運転再開、復旧する	函館新聞昭和4年8月25日
1929	昭和	4	11		大沼駅新築落成	物語大沼小史1960
1930	昭和	5	6		大沼電鉄の大温泉プール開業	鹿部町史
1930	昭和	5	7		大沼電鉄鹿部駅新築落成	鹿部町史
1931	昭和	6	4	7	大函急行電鉄施工認可(実現せず)	函館毎日新聞昭和6年4月8日
1931	昭和	6	6		大沼公園傘山(現南大沼駐車場横)に展望塔完成	函館博物館紀要9号
1933	昭和	8			大沼電鉄、鹿部～尾札部間軌道延長敷設願提出(却下)	昭和8年上期営業報告書
1937	昭和	12	3	1	大沼電鉄、乗合自動車運転開始(鹿部～見日間、川汲～川汲温泉間)	昭和12年下期営業報告書
1941	昭和	16	12	8	太平洋戦争開戦	
1944	昭和	19	3	1	函館本線、軍川～渡島砂原間着工	北海道鉄道百年史中巻
1945	昭和	20	1	25	渡島海岸鉄道廃止	北海道鉄道百年史中巻
1945	昭和	20	6	1	大沼電鉄廃止	北海道鉄道百年史中巻
1945	昭和	20	8	15	太平洋戦争終結	
1948	昭和	23	1	16	大沼電鉄、銚子口、鹿部間営業開始(第二期運輸営業開始)	昭和22年下期営業報告書
1950	昭和	25	6		函館バス、川汲山道バス路線営業開始	函館市史年表草稿
1950	昭和	25	6	17	函館バス、鹿部、大沼間一般乗合自動車運転開始	鹿部町史
1950	昭和	25	9	1	大沼電鉄、一般乗合自動車営業開始	昭和25年度営業報告書
1951	昭和	26	5		大沼電鉄、大沼遊覧船、定期船事業開始	昭和26年営業概況書
1951	昭和	26	6		大沼電鉄、未成線国鉄戸井線の払下、敷設申請(翌年取下)	函館市史銭亀沢編
1952	昭和	27	7	23	大沼電鉄、運輸事業廃止許可申請書を運輸大臣に提出	営業概況昭和27年4～9月
1952	昭和	27	12	25	大沼電鉄、軌道撤去申請認可、電鉄営業を廃業	北海道新聞昭和27年12月27日
1953	昭和	28	9	20	大沼電鉄、大沼～鹿部間の乗合バス運転休止(事実上の廃止)	北海道新聞昭和28年9月11日
1953	昭和	28	9	22	函館バス、大沼電鉄を引継ぎ大沼～鹿部間7往復の運転開始	北海道新聞昭和28年9月28日
1958	昭和	33	7	1	大沼、国定公園に指定	物語大沼小史1960



大沼公園鹿部温泉間電気鉄道沿線案内（鳥瞰図）

大沼電鉄が発行したもので、途中駅の位置などがわかる資料である。〈市立函館図書館蔵〉



昭和25～27年頃の大沼公園鳥瞰図

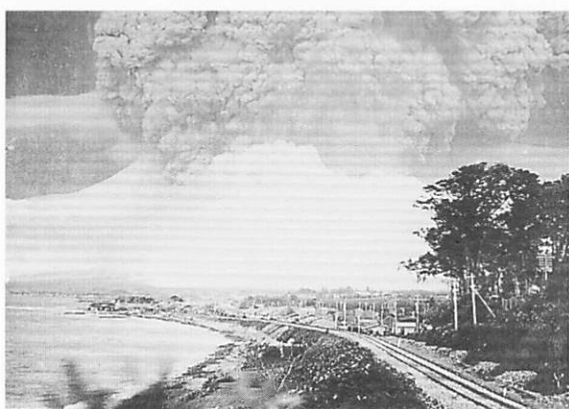
戦後における大沼公園施設の改良予想図と思われる。当時計画されていた大観覧車などが描かれていておもしろい。また、大沼電鉄路線が銚子口から鹿部まで点線で描かれており、観光路線としてすでに役目が終わったことが伺える。【日本観光百選道立大沼公園七飯村鳥瞰図】より 〈市立函館図書館蔵〉



昭和4年6月の駒ヶ岳大噴火により降灰で埋没してしまった大沼電鉄線路留ノ澤付近と思われる。手前の川は折戸川か。【北海道景勝大観】より <市立函館図書館蔵>



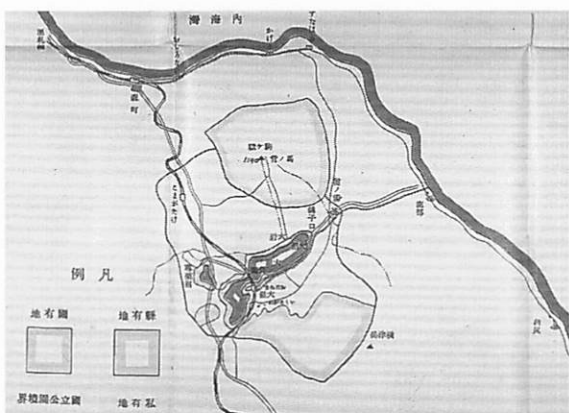
昭和4年駒ヶ岳噴火における降灰石の分布図
【駒ヶ岳爆発災害誌】より



森町付近から見た昭和4年駒ヶ岳大噴火写真
手前を走る線路は省線の函館本線である。現在も同じところを走っており、右の木立付近には神社がある。
<市立函館博物館蔵>



昭和5年7月に新築された大沼電鉄鹿部駅舎と電車
【鹿部町史】より

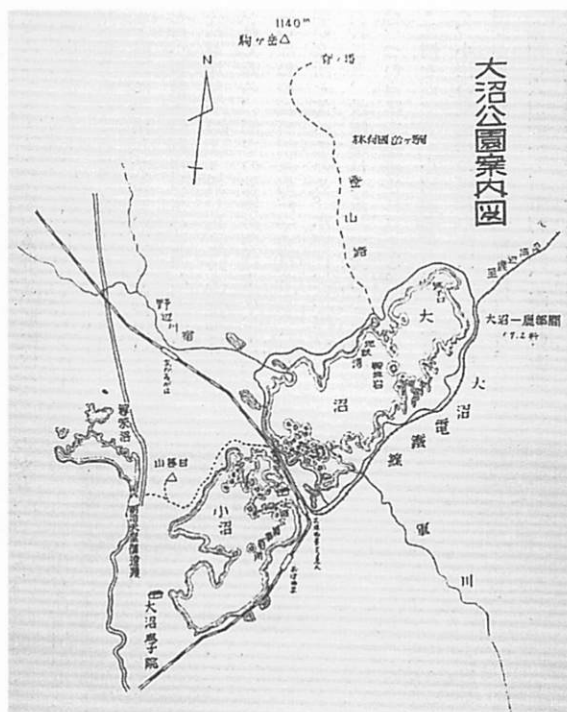


昭和6年頃の大沼周辺交通略図

大沼電鉄と渡島海岸鉄道の線路図が描かれている。
【北海道ニ於ケル国立公園候補地調査概要】より
<市立函館図書館蔵>

昭和12年頃の大沼公園案内図

大沼公園駅から大沼湖畔沿いに大沼電鉄の線路が走っていたことがわかる。現在とほぼ同じ周遊道路も並行していた。
【北海道の国立公園と景勝地】より <市立函館図書館蔵>



新博物館構想に関わる施設見学について

佐藤 理夫

はじめに

博物館構想準備のための取り組みの一つとして、平成8年度から行ってきた他館の運営に関する実情調査が平成10年度で3年目を迎えた。この間、平成8年度には葛飾区郷土と天文の博物館、入間市博物館、清瀬市郷土博物館、すみだ生涯学習センターの4館、平成9年度には大阪市立博物館、滋賀県立琵琶湖博物館、海の博物館の3館、平成10年度には東村山ふるさと歴史館、川越市立博物館、さいたま川の博物館、大宮市立博物館の4館に加え、さいたま川の博物館職員のご厚意により、埼玉県立歴史資料館の計5館を訪問し、それぞれの館の特徴と開館前と開館後の状況変化、さらに、開館後の経過と問題点についてお話を伺った。これを機会に、過去の調査の結果をまとめ、今後博物館建設準備の検討材料としたい。今回は、各館の建設に至る過程と展示についての話題に絞り述べてみたい。

ところで、すみだ生涯学習センターについては、墨田区が関わっているのは管理部門だけで、実質的な運営部門は、ボランティア対応であるため、アンケートに対する詳細な回答は伺えなかった。

各施設の建設までの概要

1. 葛飾区郷土と天文の博物館(以下葛飾博)
：平成3年7月に開館

昭和55年2月区基本計画に郷土資料館建設が盛り込まれ、昭和56年1月区文化財専門委

員会へ郷土資料館の建設を諮問、同年8月答申が出される。当初は郷土館を単独館として計画を進めていたが、別に準備を進めていたプラネタリウムについては、教育センターに建設予定であったが、消防法などのからみで建設が不可能になった。この時点で、郷土資料館とプラネタリウムを複合する計画に変更したものである。その後、学識経験者・学校教育関係者による建設検討委員会を設置し、プロポーザルコンペなしに郷土資料館とプラネタリウムの複合施設を建設。開館とともに教育センターに開設された郷土資料室は閉鎖し、資料類の移管を行った。

2. 入間市博物館(以下入間博)：平成6年11月に開館



入間市博物館外観

昭和59年の市議会において、「博物館的な展示館を建ててほしい」との要望がでて、それをきっかけに庁内で検討が始まった。

市民の「心のよりどころ」となる博物館運営をコンセプトに、昭和63年に、入間市郷土博物館等建設審議会を設置し、運営計画・管理計画・建設計画などを審議し、策定した。また、博物館建設時まで、民俗資料館として「入間市郷土民芸館」が設置されていたが、資料は博物館が引き継いで閉館とした。

上記審議会を組織し、事務局は社会教育課に博物館担当が置かれたが、平成2年からは、博物館建設準備室が事務局として設置された。それ以後は、準備室と審議会において基本構想を検討し策定したが、基本構想については業者委託はしなかったようである。

館の特徴としては美術館的機能・文書館的機能・情報センター機能・ライブラリー機能など複合的機能を有している。また、博物館としては珍しく、市民ギャラリー・講座室・茶室などの施設を貸し出している。また、テーマとしては「お茶の博物館」としてさまざまな面で事業運営を行っている。

3. 清瀬市郷土博物館（以下清瀬博）：昭和60年11月に開館

設立の契機は「市化の進行等により、農家の茅葺き屋根や、郷土の人々の生活から生まれた昔ながらの文化が失われつつあることは非常に残念な淋しいことである。しかし、発掘された貴重な遺物は勿論のこと、数多くの文化遺産は、市内の社寺や民家に保存され、今日に受けつがれている。その一方で増改築時の整理により散逸や焼却で減してしまった文化財も数知れない」ことから、資料を保存していく必要性を痛感したためである。建設にあたっては「市民が郷土清瀬の生活・文化の歴史や自然環境の変容について理解し、知識を深め、そこから未来への可能性をさぐり、新しい清瀬の文化を創造し、あわせて郷土へ

の愛着や相互の連帯感を高める」ことを目的に設立された。

4. 大阪市立博物館（以下大阪博）：平成13年度の開館を予定

現博物館は、昭和35年に設立（第四師団司令部の庁舎を転用）されたものであり、古く、市民要望に対応できないのが現状である。さらに現市長が社会教育施設の整備に積極的であったことも、建設を可能にした要因と思われる。ただ、この計画が1～2年ずれていたら、どうなっていたか分からないという。建設は平成9年12月に着工している。

経過については次のとおりである。

○平成3年6月 博物館としての構想（案）をまとめる。

○平成4年6月 博物館構想委員会設置（平成5年10月 博物館構想報告書）。

○平成6年9月 難波宮跡と大阪城公園の連続一体化構想の一環として、NHK大阪放送協会とともに大阪市立新博物館・考古資料センター（仮称）とNHK大阪放送会館を複合施設として、共同建設することを決定する。複合化については建設コスト、施設維持管理コスト、集客・PR要素などを考慮し、さらに、土地選定については、アフター5の利用も可能な、アクセスの良い都心部を選択した。

○平成7年1月 基本計画委員会設置（8月に基本計画報告書）し基本設計を作成する。

○平成8年3月 展示委員会設置し、実施設計作成。

○平成9年12月 平成13年開館に向け着工した。館全体は水の都大阪を思い起こさせる「風をはらんだ帆船」をモチーフとして、前記2施設は地上12階、地下3階の船をイメージする紡錘形で、他施設は帆をイメージしたデザインになっている。

前記2施設については、歴史系総合博物館として市民はもとより、大阪を訪れる内外の人々に大阪の歴史や文化を楽しく見ながら分かってもらえることを目指している。歴史系総合博物館として、難破宮などの遺構や、遺跡などを切り離すことができないことから、考古資料センターを併設。しかし文書館は、図書館に併設した。ただし、建物は残す（旧第四師団司令部の庁舎で歴史がある）が、利用方法は検討中とのことである。

5. 滋賀県立琵琶湖博物館（以下琵琶湖博）
：平成8年10月に開館

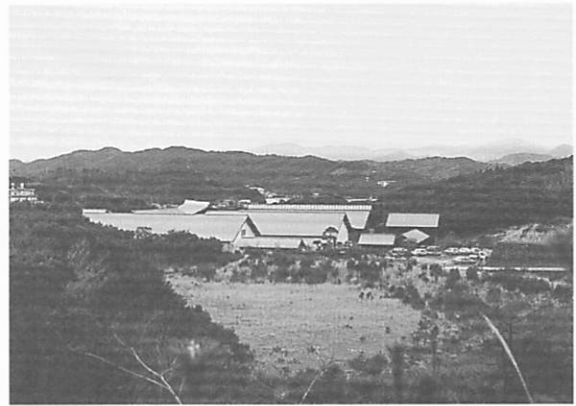


滋賀県立琵琶湖博物館外観

昭和47年度からスタートした琵琶湖総合開発事業に、琵琶湖資料館が位置づけられたのが始まり。その後、昭和53年度から琵琶湖総合開発地域民俗文化財調査が5年の歳月をかけて琵琶湖民俗誌に関するデータを蓄積した。これと並行して滋賀県有形民俗文化財収集調査団を組織し、漁具を中心とした民俗資料の収集が開始され、平成7年度までの15年間にわたって継続された。この間6,500点におよぶ資料が収集された。これに加え、琵琶湖への社会的関心が高まった昭和54年に、県の高等学校理科教育研究会から県に対して要望書が出されたことなどが発端となり、その気運が生まれてきた。加えて、昭和50年代は、

全国的にみても県立の博物館建設が進み、そのような流れのなかで県としての博物館整備への準備が始まっている。その後の経過については、ここでは言及をさけるが、「みずうみ」、「水」、「自然」を結びつけた「人と湖」を主テーマに、「利用者が博物館を成長させる」との姿勢で運営している。

6. 海の博物館（以下海博）：平成4年7月に開館



海の博物館外観

「博物館概略年表」は以下のとおりである。昭和44年春に「海の博物館」の設立構想により準備に入る。昭和46年12月に漁業振興、漁村青年教育を目的に「海の博物館」を設立した。昭和47年から所蔵資料の不足を痛感し、資料収集に専念する。昭和60年4月に収蔵資料（木造漁船、漁撈用具など）のうち、「伊勢湾・志摩半島・熊野灘の漁撈用具」6,879点が国の重要有形民俗文化財の指定を受ける。それらを納める収蔵庫が必要となり、収蔵庫建設を計画し、新築全面移転を決める。昭和63年3月から重要文化財収蔵庫などの各施設の建設を文化庁の補助事業として、鳥羽市が「芸術の森」構想のため開発した30haの敷地内の一角に建設着工。特徴として自然採光、自然換気（現在光熱費年間500万円）で施設を維持している。平成9年6月現在で所

蔵資料点数45,000点である。“どんな「モノ」でも集める”をモットーに収集に力を入れている。

7. 東村山ふるさと歴史館（以下東村山館）
：平成8年11月に開館



東村山ふるさと歴史館外観

東村山市には古くから化成小学校の卒業生の寄付により昭和40年4月に建設された郷土資料館があり、土地問題と、施設の老朽化を含め「昭和55年に博物館建設の動きがあった」がオイルショックのためストップした。その後昭和62年7月に、「市立郷土博物館（仮称）の早期建設に関する要望書」が提出され、昭和63年5月に博物館構想が打ち出された。折しも「東京都と市当局が望む地域開発要綱で建てる案が浮上」し、団地との合築を決めることとなる。つまり、「市で土地は買えないため都営住宅建て替え事業に乗った」のである。ただし、建て替え戸数の比率を高めるため「平成3年10月諏訪町と他の町の戸数比率を借りて確保」している。しかし、建物は住宅部分と区別できるように外観上変化を持たせている。このことは、資料保存・管理など博物館機能の一部阻害していることも事実であるが、今後の検討が想定される一つの方法かと思われる。

8. 川越市立博物館（以下川越博）：平成2年3月に開館



川越市立博物館外観

川越市立博物館については、町並みの問題にからみ、昭和50年に文化財保護協会が中心となった蔵（現蔵造り資料館）の保護運動がきっかけとして始まる。昭和57年1月に川越市立郷土館基本構想検討委員会を設置（当初規則、後に条例を設置）した。この時委員は16名で、社会教育団体代表・学識経験者・行政機関職員から委嘱・任命（市議会議員を含む）・市長から同委員会に「郷土博物館の基本理念」について諮問、延べ6回の会議及び2回の視察を経て、昭和58年3月に「川越市立博物館基本構想」を答申。蔵造り資料館がつくられ「次に博物館」というときに町並み保全が盛り上がり、博物館建設につながる。市民ランドであった土地を活用し、古くは川越城跡地の一角であることから歴史的景観に配慮しており、さらに、博物館の構造自体が蔵をイメージした造りとなっている。

9. さいたま川の博物館（以下川博）：平成9年8月に開館

昭和58年度～62年度に県で荒川の総合調査がなされ、同時に刊行事業実施された。この事業を契機に博物館設置の声が起きた。その

後、昭和60年3月に埼玉県新長期構想の主要プロジェクトとして盛り込まれ、昭和62年8月に庁内基本構想検討委員会を設置した。平成元年10月には荒川総合博物館（仮称）基本構想策定準備委員会を設置している。

埼玉県では「県立の博物館は県内に広く偏り無く点在させてそれぞれに特色を持たせたもの」を建設するとしており、昭和58年9月に寄居町が建設要望書を提出するなど早くから陳情していた事情から、平成元年に建設予定地を寄居町小園地内に決定した。「大里郡の生涯学習」を担って寄居町に建設された、「荒川の人と自然」をテーマにしたアミューズメント機能を有した博物館である。

10. 大宮市立博物館（以下大宮博）：昭和55年11月に開館

「東京都からの人口の流入はベッタウンとして寝泊まりだけの街(大宮ホテル)」が「子どもが成長するに従い大宮市や埼玉県の歴史を知らない」ことに気づき、「大宮の通説をテーマ」にしている。ところで当初の構想は、「文化財の遺跡の収蔵庫が必要だった」ために、市場、商店を買収し建設（2億円予算）の予定だったが、その後の地域的事実の変化から、博物館の建設となった。博物館建設当時（昭和50年）は1,500㎡でも十分な広さだったが、昭和53年には「規模として狭い」ことは分かっていたが、さらに敷地を購入するほどの勢いはなく、現状のままで実施した。それでも2億円（持ち出し分）に文部省補助6億円を加えても足りず、当初の予算の4倍を使い「まず足がかりとしての施設」という位置づけで建設した。当時としては「埼玉県の市町村立では初めての専門職を配置した博物館」であった。

この館は、平成2年度から学校のカリキュ

ラムのなかに博物館での学習を必ず入れるというように、博物館活動を学校教育に積極的に取り込む事業展開を開始した。このことにより、平成元年の入館者が21,175人だったが、平成7年度には124,068人となっている。ただし、入館料は無料である。



大宮市立博物館講座風景

参考までに以下に埼玉県立歴史資料館について付記する。

11. 埼玉県立歴史資料館（以下埼玉歴史館）：昭和52年11月に開館（展示館開館）

埼玉県の各郡に博物館施設を分散させるという意向に添い、さらに各施設に特色を持たせるという主旨から、比企郡に歴史系の博物館として開館した。全国で最後に国指定史跡にできた博物館である。

以後のリニューアルについては「埼玉県立歴史資料館報第18号」（埼玉県立歴史資料館1998）から以下に抜粋して記した。

○平成6年3月 大規模改修工事を完了。

○平成7年3月 歴史資料館屋外環境施設整備工事完了。

○平成8年8月～平成9年3月 彩の国比企歴史の丘ガイダンス機能・展示館の全面展示替え。

○平成9年4月 総合ガイダンス機能の導入

と展示館全面リニューアルオープン。

リニューアル工事は1年で行い、3ヶ月だけ閉館している。ただし、イベントは継続開催したとのことである。リニューアルに際し、経費は2億4千万円かかっている。

入館者は開館当時から10年間は4万人を下らない状況であったが、昭和62年から4万人を切り、昭和62年以降は3万人を境に上下するようになった。しかし、今回のリニューアルを機に平成9年の入館者は6万人を越えている。

展示の特徴としては、マジックビジョンの採用や人形に動きを与えるなど展示に飽きさせない工夫をしている。さらに展示に先駆けて、学校に対しアンケートをとるなど、入館者のニーズにできるだけ応えるように配慮している。さらに、障害者に配慮したスペースを設置している。

博物館建設の実際

博物館建設の契機は、葛飾博が、「昭和55年2月区基本計画に郷土資料館建設が盛り込まれ」たことと、「昭和56年1月区文化財専門委員会へ郷土資料館の建設を諮問、同年8月答申が出され」たことであり、入間博は、市議会において、博物館的な展示館を建ててほしいとの要望が出て昭和59年から庁内で検討が始まるなど、以上の2館は議会や専門委員会などで博物館建設が決定したことが建設への大きな要因になったようである。

大阪博は、第四師団司令部の庁舎を転用したものであり、施設利用年数が既に40年近くになっているため「現施設が古いため、市民要望に対応できない」ということ、海博は「昭和60年収蔵資料（木造漁船、漁撈用具など）のうち、6,879点が国指定重要有形民俗文化財に指定され、それらを納める収蔵庫が必要

となり、館全体を現在地に移転新築」であり、東村山館は「昭和40年に設立した郷土館が老朽化した」ことがきっかけというように、以上の3館は必要に迫られた面があった。しかし、これだけの思いだけで博物館を建てられたわけではなく、東村山館は、建設に際しての、団地との合築を決めたこと、大阪博は「現市長が社会教育施設の整備に積極的であった」ことが大きな要因であったように思われる。

川越博は「町並みの問題にからみ、昭和50年に文化財保護協会が中心となった蔵の保護運動がきっかけ」として始まり、琵琶湖博は「琵琶湖への社会的関心が高まった昭和54年に、県の高等学校理科教育研究会から県に対して要望書が出されたことなどが発端とな」ったことにより、その気運が生まれてきたようである。また、川博は「昭和58年度～62年度に県で荒川の総合調査がなされ、同時に刊行事業実施された」というように、この事業をきっかけに博物館設置の声が起きた。つまり、以上の3館については調査研究と市民運動がきっかけとなったことが要因であるが、さらに、川博については「昭和58年9月に寄居町が建設要望書を提出するなど早くから陳情していた」事情から、寄居町に決まるが、基本的には「埼玉県が、8郡に県立の博物館を分散させる」との意図が働いているようである。また、琵琶湖博については、それと重なるように、「昭和50年代は、全国的にみても県立の博物館建設がすすみ、そのような流れのなかで県としての博物館整備への準備がはじまった」時期でもあったことも幸いしたのかもしれない。

清瀬博は「都市化の進行」に伴い失いつつある「昔ながらの文化」や「増改築時の整理により散逸や焼却で減ってしまった文化財

等」を憂い、その一方で、「発掘された貴重な遺物」や「数多くの文化遺産は、市内の社寺や民家に保存され」と述べているように、大宮博は「東京都のベットタウンとして寝泊まりだけの街（大宮ホテル）」のこどもたちに「大宮市や埼玉県の歴史を知らせる」ことをきっかけとするように、以上の2館については大宮博の設立主旨が常設展は「大宮の通史」をテーマに据えるなど、市民に対し文化財を残すとともに、それを教材として利用することを目的と足がかりとしての必要性で建設計画が始まったようである。

展示について

①展示テーマ策定から展示作業まで

葛飾博は「展示テーマそのものには業者は関与せず」に、「基本設計図内で、区が決定した展示テーマを展示設計の流れに沿って解説」をした。入間博は「準備室（事務局）で、基本構想をもとに、原案を作成し、審議会において内容を検討し、テーマを策定した。従って展示専門委員などは設置しなかった」、さらに「展示業者の関わり方については、策定した展示テーマに沿って準備室とともに具体的展示内容を煮つめていった。その際に必要な調査のときにも、できるだけ同行してもらい、部分的に展示監修者もお願いしている」とのことである。琵琶湖博は「展示委員会がおこなったが、実質的には現在のスタッフの中堅学芸員が主体となって作成していった。基本的な部分はすべて学芸員が作成した。理念についても早い段階から議論をかさね、統一した理念づくりをめざした」とのことであり、さらに「現在はそのスタッフと若手の新スタッフの間にギャップを強く感じるが、当初理念は間違っていないと確信できるものである」と当初の取り組みについては自信を覗

かせていた。大阪博は「現在の博物館のリニューアルという意識が強く、当初から歴史系博物館展示とした構想を内部（学芸）で検討」し、「テーマ設定では年表スタイルの展示がよいかどうか（従来形展示）を議論。最終的には水（大阪＝水の街）をテーマとする考えが残ったが、設定的に難しく（資料的な面）現在は都市史でテーマを考えている」とのことである。さらに、「博物館側では、展示についてはあくまでも原案を考え、構想委員会に提出、再度検討する形式をとっている」と訪問当初は述べていたようである。東村山館は「基本設計時にテーマを「みち」として決める」と同時に「委員会を設置して検討を行った」としている。川越博は「博物館建設委員会において展示構想を協議した」が、「展示基本計画は、プロポーザル方式による」作成ではあったが、基本となる「たたき台は職員で作成」し、「委員会でたたかれて、準備室で組み立てられ」、「その後展示業者が決まり、展示案を採用」という経過をたどっている。川博は「博物館設立の目的を踏まえ、「基本計画策定委員会」（県職員）により、基本計画を決定し、展示テーマを策定したが、「基本計画案の作成は展示業者に委託した」とのことである。計画段階からプロポーザル方式を採用したのは大阪博、東村山館、川越博、川博であった。つまり、他は準備室や役所内部独自で基本構想をもとに展示テーマを設定している。「展示委員会が展示を行っている」（琵琶湖博）場合があるが、基本的には「展示専門委員等は設置しなかった」（入間博）というように、「実質的には現在のスタッフの中堅学芸員が主体となって作成」（琵琶湖博）し、「基本的な部分はすべて学芸員が作成」（琵琶湖博）したようである。展示内容の具体化については、「必要な調査のと

きにも、できるだけ同行してもらい、部分的に展示監修者もお願いしている」(入間博) というように、業者が関わっている。ただし、海博のように「展示よりも収蔵に重点をおいている」ために、「展示構成、展示などはすべて学芸員が主体で作った。大きな展示物も学芸員の意向を反映し、内部にいる職員が作っている」ように、全く展示業者が関わっていない場合もあった。

②展示替えについて

常設展は、「毎年展示を替え来館者に提供している」(清瀬博)、「コーナー展示は年に4回、ケース展示は年に1回、第2展示室は年に4回」(川博)、「常設展示室は定期的に展示替え」(大宮博)という館はあるものの、「展示替えの期間は10年目をめどにし、平成9～19年の区実施計画内で展示替え」(葛飾博)、「展示替えは、10年単位と考え、この間に基本的な展示構想を策定、5年後に今の展示を大幅には変更しない小規模なものを予定している。その後の5年後に大幅な展示替えをシュミレートして考えている。現在、若手スタッフを中心に新規の展示構想をまとめさせている」(琵琶湖博)、「10年後に展示替え基本構想・特別展示室手作り」(東村山館)、「展示替えについては、具体的に日程にのぼっていない。部分展示替えを行っている」(入間博)、「常設展の展示替えはやっていないが、映像など小さなものは変える」(川越博)というように、リニューアル以外は通常の展示替えはしていないのが現状である。その理由として、「常設展は業者による展示が主体であるためレイアウトの問題で、部分的に変えることは困難な場合が多く、コーナー全部替える必要がある」(東村山館)ことや、「壊れた箇所が汎用でないため、入手が困難な場合がある」(川越博)があげられる。た

だし、今のところ「取り替えを考えていない」(大宮博)という意見はあるが、「考古の新発見や新収蔵は展示に取り入れることが必要」(東村山館)と考えているように、どの館も本音は展示替えはしたいという希望はもっていると思われる。「予算が付かない」(川越博、大宮博)こともあるが、結局のところ「やりたいのだが、実際は構造上展示替えが出来ない」(東村山館)ことが大きな要因であると思われる。



東村山ふるさと歴史館展示風景

③展示解説について

入間博は「常時3名の解説員が展示室にいる。(こども科学室1名、歴史展示室1名、お茶の展示室1名を配置)また、団体などの要望があれば、学芸員が展示解説を行っている」、琵琶湖博は「展示はあくまでも“来館者をフィールドにつなげるもの”と考え、解説員を各19ポイントに配置(民間派遣職員)しているが、積極的に展示解説をさせていない。聞かれたことに答えるように指導している」、川越博は「展示解説指導員(臨時嘱託)制度を導入」、大宮博は「運営は学校との連携のために指導主事1名、常勤退職校長2名(ミュージアムティーチャー)」を活用し、さらに「遊びの部分は市史編さんで教育史をまとめる際に雇ったパート採用をそのまま残し5名で対応」している。川博はプレイリー

ダーとして展示解説員を置いている。ただし、大宮博は、学校教育との関係で「スタッフは十分ではなく集中できない状態」という問題を抱え、川博は、県立博物館は独自に解説マニュアルを作成するなどしているが、解説員の採用に業者が関わっているため、直接の指導ができず、現状に不満を持っているようである。



滋賀県立琵琶湖博物館プレイリーダー

おわりに

今回調査を行ったうちで年代別に区分すると、昭和に建設された施設が、清瀬博、大阪博、大宮博であり、平成でも平成元年から平成5年までに建てられたのは、葛飾博、海博、川越博、それ以降の比較的新しい施設は入間博、琵琶湖博、東村山館や川博である。平成以降の建物については設備などは充実していた。そのなかでも、特に開館後2～5年しか経過していない4施設については、設備面はかなり充実した点が多々あり、参考となるところが大きい。また、川越博は年数的にやや古くなったとは言え、蔵造りをイメージし、平屋構造を採用していることから段差が無い上、空間の利用に余裕があり、ゆったりとして資料が見られる構造になっている。

また、入間博はデザインが先であるという現在多くの建築物がそうであるような抽象的

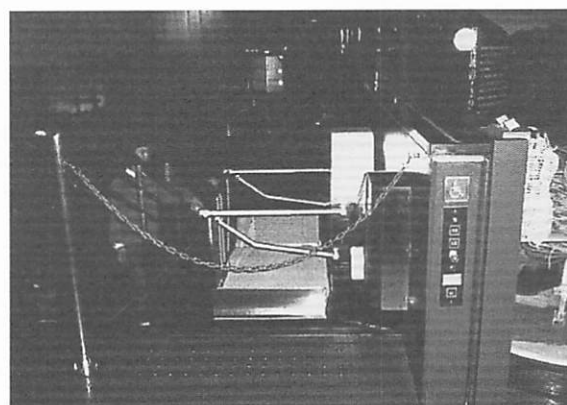
なものではなく、設計にあたって各所用室の面積や配置を中心に作り上げ、箱を積み上げたような簡素なデザインとなっている。非常に利用しやすい構造になっている。このように、積み上げ方式を採用しているのは、他に大阪博と琵琶湖博である。今後このような手法が増加すると思われる。

通路は車椅子がすれ違うことができる広さがあり、収蔵部分の資料移動の通路もかなり広く展示室などに資料が短い距離で移動できるような配慮がされている。



入間市博物館展示室風景

川博については、階段に車椅子用の折りたたみ式の昇降台が設置されている。



さいたま川の博物館展示室車椅子用昇降台

各館に共通する点は外と接する空間があることである。閉じられた空間だけではなく、開放的な空間があることによって観覧者の心理によい影響を与えるものと思う。これは新

設の各館に共通している。最近建設された県立の自然史系の博物館は一様に郊外に建てられ、野外博物館としての機能を有し、研究活動を可能にする自然観察園的な林や沼を敷地内か、周辺部に有する。なかでも葛飾博は館の前にある元火災用水を利用した公園をみることができ、これは展示テーマとも関連があり展示室・ケース内にとどまらない展示空間を形成している。



葛飾区郷土と天文の博物館前公園

入間博、清瀬博、東村山館は市民が利用しやすいように公民館的機能が重視されている。特に、東村山館は団地との合築を採用しているため、周辺部に集会場が無いことも、公民館的役割を担う要因かと思われる。それにしても、従来の博物館は市民が利用できる機能がないため、1度見たらそれきりということが多い。しかし、市民が利用できる空間があることによって、さまざまな文化活動が博物館において行われ、市民にとって有効利用される場となっている。結果的には博物館活動も活性化される可能性が考えられる。このことに関連して、東村山館では、子供たちがロビーを走り回る光景が日常化しているとのことである。

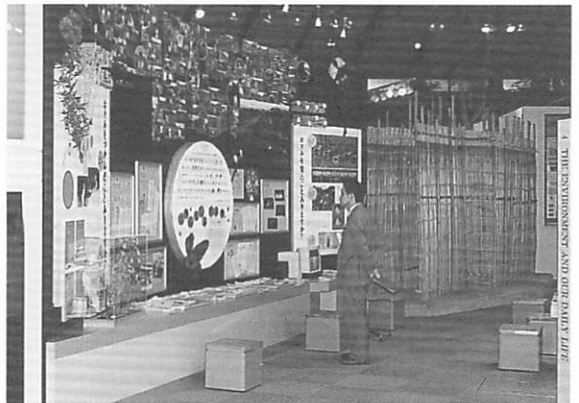
展示内容については、文化圏が武蔵野に位置する埼玉県内の施設と東村山館については似ていたように思われる。しかし、入間博は

「お茶」をテーマとし、東村山館は「みち」を、川越博は「蔵造り」と「祭り」をテーマにするなど、少しずつ地域特性を活かしているようである。



入間市博物館展示風景

基本理念としてのテーマが明確に絞られていると思われるのは「湖と人間」の琵琶湖博、「川と水」の川博である。後者はよりアミューズ性を重視した内容になっており、遊びながら知識を深めるようにしている。前者はアミューズ性を押さえ、自然史を主体とした展示のなかに歴史的、民俗的な展示を取り入れている点で、人を取りまく環境について多面的に捕らえている点で新しい展示構成と思われる。



滋賀県立琵琶湖博物館参加型成果展示

また収蔵室が展示室となったユニークな構造になっているのは、海博と思われる。この館は資料展示が収蔵の延長線上にあるという

考えの上に収蔵展示を行っているようである。展示室・収蔵庫は一部をのぞいて自然換気を採用し、展示室も従来館では考えられない自然光を有効に活用している。さらにケース内展示がほとんどなく、展示替えも館独自で簡単にできるような造りとなっている。空間を広くとっており、窓とあわせて明るい印象である。木造船が多数収蔵されているため、迫力のある収蔵展示となっている。



海の博物館収蔵棟内部

観覧料と設備の関係では、葛飾博、琵琶湖博、海博、川越博は館に入った時点で観覧料を徴収する方法をとっておりレファレンスコーナーやラウンジ（川越博は除く）を利用する際にも観覧料が徴収される。入間博は常設展・特別展を観覧する際に観覧料を散収する方法をとっており、情報センター室や資料閲覧室などは無料となっている。清瀬博、東村山館、大宮博は観覧料も無料となっている。

この内大宮博は特別展などで以前料金を徴収していたが、収入と徴収の効率を考えた上で、無料化を選択している。東村山館は市民の利用を中心に考えるならば、より多くの無料ゾーンを設定することは必要であると考えている。また、講義室の利用規定を明確にすることによって円滑な利用が行われている。

最後に、当館では現在構想の策定に対して、今回見学した各館の状況を大いに参考にしつつ、準備を進めているところであるが、構想がまとまってから開館までに葛飾博は11年、入間博は10年、大阪博は10年（予定）、琵琶湖博は20年、海博は7年、東村山館は9年、川越博は8年、川博は12年、と琵琶湖博を除いてほぼ10年程度を要している。このことから、策定から開館まで最低でも10年程度かかると考えられる。この間、博物館に対する市民の見方や考え方、さらにそれらを取り巻く社会情勢も変化するものと思われる。この点も考慮しながら柔軟に対応して行きたい。

なお、教育普及、収蔵庫などの資料保存や調査研究、管理運営については紙面の関係で次回に譲りたい。

この文をまとめるに当たり、訪問した各施設の館長以下職員の方々には並々ならぬご協力をいただいた。心からお礼を申し上げたい。

（市立函館博物館 学芸員）

参考資料

「葛飾区郷土と天文の博物館施設概要」葛飾区郷土と天文の博物館

「入間市郷土博物館建設基本計画～答申書～」入間市郷土博物館建設審議会

「平成6年度清瀬市郷土博物館年報」清瀬市郷土博物館

「大阪市立新博物館（仮称）基本計画報告書」新博物館（仮称）基本計画委員会 1995

「大阪市立博物館報No.36」 1997

「滋賀県立琵琶湖博物館要覧第2版」滋賀県立琵琶湖博物館 1997

「（仮称）琵琶湖博物館基本計画」滋賀県教育委員会事務局

「海の博物館」海の博物館 1996

「東村山ふるさと歴史館」施設概要 東村山ふるさと歴史館

「（仮称）東村山市立郷土博物館基本構想整備構想—共に育ちあう生涯学習施設を目指して—」東村山市教育委員会 1992

「博物館要覧」川越市立博物館

「さいたま川の博物館要覧」さいたま川の博物館 1998

「平成9年度博物館事業報告」大宮市立博物館 1998

「大宮市立博物館要覧第4号」大宮市立博物館 1996

「埼玉県立歴史資料館報第18号」埼玉県立歴史資料館 1998

62	〔書翰〕（会議日時通知の件）	明治2(1869). 7. 21	清水谷待従→アル・ユースデン	扶	領No.35
63	〔書翰〕（外国事務長谷部卓尔取り扱いの件）	明治2(1869). 7. 21	清水谷待従→アル・ユースデン	扶	領No.36
64	〔書翰〕（外国局設置通達）	明治2(1869). 8. 6	清水谷待従→アル・ユースデン	扶	領No.37
65	〔書翰〕（上京留守につき長谷部卓尔事務取り扱いの件）	明治2(1869). 8. 15	清水谷待従→アル・ユースデン	扶	
66	〔書翰〕（箱館人民救助のための通用紙幣の件）	明治2(1869). 9. 7	長谷部卓爾→アル・ユースデン	扶	領No.38
67	〔書翰〕（通用紙幣一部分の離型の件）	明治2(1869). 9. 11	長谷部卓爾→アル・ユースデン	扶	領No.40
68	〔書翰〕（天皇誕生日のため祝砲実施の件）	明治2(1869). 9. 21	長谷部卓爾→アル・ユースデン	扶	領No.48
69	〔書翰〕（官員到着の件）（別紙人名70にあり）	明治2(1869). 9. 26	長谷部卓爾→アル・ユースデン	扶	領No.51
70	〔箱館到着開拓使首脳書上〕（別紙本文69にあり）	明治2(1869). 9. 26		扶	
71	〔書翰〕（得能権判官訪問の件）	明治2(1869). 9. 26	長谷部卓爾→アル・ユースデン	扶	領No.52
72	〔書翰〕（贖金引換えの件）	明治2(1869). 9. 28	北代忠吉→アル・ユースデン	扶	領No.50
73	〔書翰〕（外国事務取扱者の件）（別紙人名74にあり）	明治2(1869). 9. 29	得能権判官・岩村判官→アル・ユースデン	扶	領No.53
74	〔開拓使外国事務取扱者書上〕（別紙本文73にあり）	明治2(1869). 9. 29		扶	
75	〔書翰〕（東久世開拓長官面会希望につき出張要請の件）	明治2(1869). 9. 29	得能権判官・岩村判官→アル・ユースデン	扶	領No.54
76	〔書翰〕（裁判所から開拓使出張所への改称通知の件）	明治2(1869). 9. 30	得能権判官・岩村判官→アル・ユースデン	扶	領No.55
77	〔書翰〕（事務取扱時間等の件）	明治2(1869). 9. 30	得能権判官→アル・ユースデン	扶	領No.56
78	〔書翰〕（手形回収の件）	明治2(1869). 9. 30	北代忠吉→アル・ユースデン	扶	領No.57
79	〔書翰〕（明日訪問の件）	明治2(1869). 10. 6	東久世開拓長官→アル・ユースデン	扶	領No.58
80	〔書翰〕（外国事務取扱者変更の件）	明治2(1869). 10. 7	東久世開拓長官→アル・ユースデン	扶	領No.60
81	〔書翰〕（清水谷待従免職の件）	明治2(1869). 10. 7	東久世開拓長官→アル・ユースデン	扶	領No.61
82	〔書翰〕（花押変更の件）	明治2(1869).	長谷部卓爾→アル・ユースデン	扶	領No.47
83	在りし日の故主の面影並に法要御案内文写	大正10(1921). 4. 18	坂井徳治→	扶	封筒あり
84	新年ノ御慶目出度申納候(新年挨拶状)	昭和10(1935).	畑中昌太郎→	扶	
85	〔短冊および和装外国人写真掲載印刷物〕			扶	
86	〔写真〕（ウイリアム・レニー）			写真	
87	〔写真〕（公会堂小部屋における記念写真）			写真	
88	〔写真〕（公会堂大広間における記念写真）			写真	

*〔 〕は仮題を表す。年月日の下の下線は推定年月日であることを表す。
領一領事館側で記載した文書裏側にある整理番号。

30	〔第三十五号書翰〕 (組頭勸方中沢善司外国事件取扱の件)	慶応3(1867). 11. 28	杉浦兵庫守→アル・ユースデン	状	領No. 29
31	〔第二十八号書翰〕 (打ち合せにつき召集の件)	慶応3(1867).	杉浦兵庫守→アル・ユースデン	状	領No. 29
32	〔地番図〕 (外国人居留地関係・地価税記載あり・英文記載あり)	慶応3(1867).		絵図	左欠
33	〔地番図〕 (外国人居留地関係・英文記載あり)	慶応3(1867).		絵図	右欠
34	〔書翰〕 (岩内炭田器械代金の件)	明治1(1868). 11. 26	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 2
35	〔書翰〕 (箱館平定および市中巡邏の件)	明治1(1868). 11. 29	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	
36	〔書翰〕 (米穀差支につき廻運願いの件)	明治1(1868). 12. 21	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 7
37	〔書翰〕 (弁天岬台場にて入港船に対し合砲実施の件)	明治1(1868). 12. 24	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 9
38-1	〔書翰〕 (年末年始休日の通知)	明治1(1868). 12. 25	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 10
38-2	〔休日書上〕	明治1(1868). 12. 25		状	領No. 3
39	〔書翰〕 (新年慶賀の御手札受取の件)	明治2(1869). 1. 3	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 12
40	〔書翰〕 (アスロツト船積荷の件)	明治2(1869). 1. 12	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	
41	〔書翰〕 (立入禁止区域の件)	明治2(1869). 2. 15	鯉夷嶋総裁榎本釜次郎他1名→イウズデン・エス クワテイル	状	領No. 13
42	〔書翰〕 (濁川村百姓要次郎へウキキ所事の生盗み取りの件)	明治2(1869). 2. 24	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 18
43	〔書翰〕 (地税等諸役の件)	明治2(1869). 2. 25	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 19
44	覚(密告に対する褒章の通達)	明治2(1869). 2.	市中取締方→	状	領No. 14
45	〔書翰〕 (要次郎の件)	明治2(1869). 3. 2	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 20
46	〔書翰〕 (三月三日佳節につき運上所休業の件)	明治2(1869). 3. 2	運上所外国掛役人→アル・ユースデン	状	領No. 21
47	〔書翰〕 (規則制定の件)(別紙規則→48)	明治2(1869). 3. 6	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 22
48	〔覚書〕 (陸揚諸荷物の規則に關すること)(本文書翰→47)	明治2(1869). 3. 6		状	領No. 22
49	〔書翰〕 (明七日亀田五稜郭ならびに弁天岬台場において大砲発射の件)	明治2(1869). 3. 6	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 23
50	〔書翰〕 (明十日弁天岬台場において大砲発射の件)	明治2(1869). 3. 9	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 24
51	〔書翰〕 (へウキキ所事の生盗み取りの件)	明治2(1869). 3. 16	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 26
52	〔書翰〕 (地税打ち合せ日程の件)	明治2(1869). 3. 18	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 27
53	〔書翰〕 (領事館の地税の件)	明治2(1869). 3. 20	箱館奉行永井玄蕃他1名→アル・ユースデン	状	領No. 27A
54	〔書翰〕 (箱館奉行並中島三郎助武官転役通知の件)	明治2(1869). 4. 1	永井玄蕃→アル・ユースデン	状	領No. 30
55	〔書翰〕 (新政府軍運軍追討につき箱館退去依頼の件)	明治2(1869). 4. 5	南貞助→和蘭陀国騎士兼不列顛国騎士	状	領No. 30
56	〔書翰〕 (英国軍艦青森着港款待の件)	明治2(1869). 4. 10	清水谷中將→アル・ユースデン	状	領No. 30
57	要次郎申候抜書(へウキキ所持の生盗み取りの経過について)	明治2(1869).		冊	領No. 13
58	〔運上所朱印控〕 (同朱印6にあり)	明治2(1869).		状	包紙あり
59	〔書翰〕 (外国人による降伏人見分禁止の件)	明治2(1869). 6. 21	南貞助→アル・ユースデン	状	領No. 32
60	〔書翰〕 (東京出張につき箱館府の諸事堀真五郎取り扱いの件)	明治2(1869). 6. 24	南貞助→アル・ユースデン	状	領No. 33
61	〔書翰〕 (青森口総督免職の件)	明治2(1869). 7. 20	清水谷侍從→アル・ユースデン	状	領No. 34

旧イギリス領事館関係資料リスト

No.	資料名 (内容)	作成年代	作成人 → 受取人	形態	備考
1	〔第拾六号書翰〕 (小野出羽守死去につき鳴物停止の件)	慶応2(1866).11.28	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カウル	状	領No.67
2	〔第二号書翰〕 (ミストルハハルへの挨拶伺い困難の件)	慶応3(1867).1.22	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.3
3-1	〔刑罰申渡書〕	慶応3(1867).1.25	→英吉利岡士館小遣 庄太郎	綴	
3-2	〔刑罰申渡書〕	慶応3(1867).1.25	→願乗寺門前町 長太郎	綴	
3-3	〔刑罰申渡書〕	慶応3(1867).1.25	→英吉利人トムソン小遣千代吉	綴	
4	〔第四号書翰〕 (天皇死去につき普請鳴物停止の件)	慶応3(1867).2.2	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.6
5	〔第三号書翰〕 (アエヌ遺骨盗掘関係者処罰の件)	慶応3(1867).2.3	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カール	状	領No.5
6	〔第五号書翰〕 (ワレキヌトより庄吉家財其外売払い催促の件返書)	慶応3(1867).2.18	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.10
7	〔第七号書翰〕 (ミストルアエヌト申し立てに対する返答の件)	慶応3(1867).2.21	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カール	状	領No.6
8	〔第九号書翰〕 (天皇死去の件につき)	慶応3(1867).2.27	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カウル	状	領No.9
9	〔第拾号書翰〕 (アエヌ遺骨返却の件)	慶応3(1867).2.	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カール	状	領No.10
10	〔書翰〕 (暴人取逃がしの件)	慶応3(1867).2.	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カール	状	領No.6
11	〔第拾壹号書翰〕 (新規関門番所取建につき通行鑑札所用の件)	慶応3(1867).3.5	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カウル	状	領No.14
12	〔第十二号書翰〕 (長州征討解兵の件)	慶応3(1867).3.13	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・カウル	状	領No.11
13	〔第十四号書翰〕 (山田屋左兵衛金子滞納の件)	慶応3(1867).3.25	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.10-2
14	〔書翰〕 (地蔵町築立地賃渡の件につき自国民への布告依頼)	慶応3(1867).3.	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.16
15	〔第十五号書翰〕 (木幡呉羅代金未払いの件に対する返書)	慶応3(1867).4.10	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.13
16	〔第拾六号書翰〕 (ミストルハハルより商人左兵衛に対する訴訟の件)	慶応3(1867).4.14	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.12
17	〔第十七号書翰〕 (森村土人遺骨トロン・ケミス・ホワイトリーより返却の件)	慶応3(1867).4.22	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.17
18	〔第十八号書翰〕 (左兵衛借金借済相問の件)	慶応3(1867).5.6	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.19
19	〔第拾九号書翰〕 (メキンコ銀払底につきルーアル銀勘定の件)	慶応3(1867).5.18	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.20
20	〔第二十号書翰〕 (地蔵町築立地税の件)	慶応3(1867).5.29	杉浦兵庫守→エーブル・エチ・ガウル	状	領No.25
21	〔書翰〕 (病気につき会談延期の件)	慶応3(1867).6.	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	領No.26
22	〔第二十六号書翰〕 (テノンーク領事デューヌ着任の件)	慶応3(1867).7.29	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	領No.27
23	〔第貳拾五号書翰〕 (領事館家税の件)	慶応3(1867).7.	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	領No.28
24	〔貳拾七号書翰〕 (地蔵町吉五郎召使とみ怪我の件)	慶応3(1867).8.	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	領No.30
25	〔第二十九号書翰〕 (港定期書について)	慶応3(1867).9.18	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	領No.32
26	〔第三十号書翰〕 (大君誕辰の件)	慶応3(1867).9.29	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	領No.34
27	〔第三拾貳号書翰〕 (勘定奉行兼帯の件)	慶応3(1867).10.8	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	領No.31
28	〔第三拾三号書翰〕 (難破救助に対する謝詞申入の件)	慶応3(1867).10.18	杉浦兵庫守→アル・ユウスデン	状	
29	〔第三拾壹号書翰〕 (織田和泉守勘定奉行箱館奉行兼帯の件)	慶応3(1867).10.	杉浦兵庫守→リチアルト・ユウスデン	状	

和蘭岡士兼
不列顛岡士

アル・ユーステン 貴下

78 英国領事ユースデン宛北代忠吉書翰（明治二年九月三十日付）

以手紙得御意候、然者過日以來當地人民所持金銀相改候處、小民之者とも悪金所持通用禁止致し候より、一時困難ニ立至り不得止疎惣之手形製造之上窮民相救儀御承知之通ニ候、然ニ右之手形品柄疎惣往々人民之為ニ不相成ニ付今まで取替候、高員数三万二千余両之分今日より太政官指金ニ取換申遣度、自然貴國人民之手ニ當方手形相渡候ハ、尚大蔵省出張所江為取替指出候様致し度候ニ付、此段御布告被下度御談申入候、以上

九月卅日 北代忠吉

不列顛岡士 兼

和蘭岡士

アル・ユーステン 貴下

79 英国領事ユースデン宛東久世開拓長官書翰（明治二年十月六日付）

以手紙得御意候、然者明七日午前第十一字貴館江御訊問申度、御差支有無御申越可被下候、右可得御意如此御座候、以上

十月六日 東久世開拓長官（花押）

貌利太泥亞岡士

アル・ユースデン 貴下

80 英国領事ユースデン宛東久世開拓長官書翰（明治二年十月七日付）

以手紙得御意候、然者長谷部卓爾儀外國事務取扱差免、改而同務之儀者岩村判官、得能権判官江相任し候、此段可得御意如此御座候、已上

十月七日 東久世開拓長官（花押）

和蘭國兼

不列顛國岡士

アルユーステン 貴下

81 英国領事ユースデン宛東久世開拓長官書翰（明治二年十月七日付）

以手紙得御意候、然者清水谷侍從擬於東京是迄之職務被免候間、此段得御意置度如此御座候、已上

十月七日 東久世開拓長官（花押）

和蘭國兼

不列顛國岡士

アルユースデン 貴下

82 英国領事ユースデン宛長谷部卓爾書翰（明治二年付）

以手紙得御意候、然者是迄拙者用ひ來候花押相廢し、向後別紙之花押相用ひ候間此段御心得可被下候、右可得御意如此候、以上

長谷部卓爾（花押）

不列顛國兼

和蘭國岡士

アル・ユースデン 貴下

凡例

- ・旧字はそのままとした。
- ・者・之・江・并・而はそのままとした。
- ・適宜句読点を付した。
- ・破損による不明箇所は□で表した。
- ・不明箇所あるいは間違いと思われる箇所には○で正しい文字をいれるか、または（ママ）とした。

72 英国領事ユースデン宛北代忠吉書翰（明治二年九月二十八日付）
以手紙得御意候、然者先般当大蔵省出張役所ニおゐて検査之上、封印いたし置候貴國人民所持之贖金年号付之分、明廿八日午前十字より同所ニ於て引換相初候間、其筋江早々御布告被下度不取敢御申上候、以上

九月廿八日 北代忠吉

和蘭國兼

不列顛岡士

アルユースデン 貴下

73 英国領事ユースデン宛岩村判官・得能権判官連名書翰

（明治二年九月二十九日付）

以手紙致啓上候、然者別紙名面之官員自今当港外國事務取扱可致候、此段可得御意如此御座候、以上

九月廿九日 得能権判官（花押）

岩村判官（花押）

和蘭國兼

不列顛國岡士

アルユースデン 貴下

74 開拓使外國事務取扱者書上

Iwamura Han Kwan

岩村判官

Tokono gon han Kwan

得能権判官

Oh-yama Dai shuten

大山大主典

Siga gon Dai shuten

志賀権大主典

Tanaka gon Dai shuten

田中権大主典

Sugiyama shio shuten

杉山少主典

Sayama shio shuten

佐山少主典

右之通

75 英国領事ユースデン宛岩村判官・得能権判官連名書翰

（明治二年九月二十九日付）

以手紙得御意候、然者明卅日午後第一字、於元裁判所東久世開拓長官御面會被申度ニ付、御差支無之候ハ、日時ニ御出張被下度此段可得御意如此御座候、以上

九月廿九日 得能権判官（花押）

岩村判官（花押）

不列顛岡士

アル・ユースデン 貴下

76 英国領事ユースデン宛岩村判官・得能権判官連名書翰

（明治二年九月三十日付）

以手紙得御意候、然者是迄裁判所之儀者今般開拓使出張所と相改候条、此段得御意差上度如此御座候、以上

九月卅日 得能権判官（花押）

岩村判官（花押）

和蘭岡士兼

不列顛岡士

アルユースデン 貴下

77 英国領事ユースデン宛岩村判官・得能権判官連名書翰

（明治二年九月三十日付）

以手紙得御意候、然者来る十月より朔望并日曜日休暇且其他者朝十字より午後二字まで官廳おゐて諸用事取扱候、此段可得御意如此御座候、以上

九月卅日 得能権判官（花押）

岩村判官（花押）

上

八月十五日 清水谷侍従 (花押)

和蘭國岡士兼

英國岡士

アルユースデン

貴下

66 英國領事ユースデン宛長谷部卓尔書翰 (明治二年九月七日付)

以手紙得御意候、然者一昨日會話ニおよひ候通當地人民救助之為、雛形之紙幣今日より市在通用可致候間、此段御心意置可被下候、扱又其節御話し有之候紙幣出高之儀者取納之上其都度ニ可申進候、右可得御意如此候、以上

九月七日 長谷部卓尔 (花押)

和蘭國岡士兼

不列顛國岡士

アル・ユースデン 貴下

67 英國領事ユースデン宛長谷部卓尔書翰 (明治二年九月十一日付)

以手紙致啓上候、然者通用紙幣一分之分雛形一枚御廻し申候、御心得置可被下候、右得御意如此候、以上

九月十一日 長谷部卓尔 (花押)

和蘭國兼

不列顛國岡士

エル・ユースデン 貴下

68 英國領事ユースデン宛長谷部卓尔書翰 (明治二年九月二十一日付)

以手紙得御意候、然者明廿二日我國帝誕生日ニ付左之員数弁天岬砲臺おゝて祝砲致し候

第八字 朝三十三放

第十二字 晝三十五放

日没 夕三十三放

此段御心得にて得御意置候、以上

九月廿一日 長谷部卓尔 (花押)

不列顛國兼

和蘭國岡士

アル・ユースデン 貴下

69 英國領事ユースデン宛長谷部卓尔書翰 (明治二年九月二十六日付)

以手紙得御意候、然者昨廿五日別紙名面之官員當港到着致し候間、此段不取敢得御意度如此候、以上

九月廿六日 長谷部卓尔 (花押)

和蘭國岡士兼

不列顛國岡士

アル・ユースデン 貴下

70 箱館着到開拓使首脳書上 (明治二年九月二十六日付)

Higashi-Kuji In rank of chio-si i

東久世正四位

Shima In rank of ju shi i

島 従四位

Iwanumora ju-go i

岩村 従五位

Tokunoh In rank of gon-hangan

得能 權判官

右之通

71 英國領事ユースデン宛長谷部卓尔書翰 (明治二年九月二十六日付)

以手紙得御意候、然者得能權判官明廿七日貴館江御訊問致し候間、此段得御意置候、以上

九月廿六日 長谷部卓尔 (花押)

和蘭國岡士兼

不列顛國岡士

アル・ユースデン 貴下

村往来二而、角ニ焼判有之牛卷疋差押、同月十九日箱館江引参り、其段ヘウイキ江申聞候處、其後ヘウイキ要次郎を岡土館江連行、役人立会ニ而右之三疋引取候事

59 英国領事ユースデン宛南貞助書翰（明治二年六月二十一日付）

以手紙申達候、陳ハ五稜郭弁天臺場并ニ降伏人之場所等江追々外国人為見分罷越趣候儀得共、右ハ番兵指出置無印鑑之者ハ見分一切指免不申答ニ付、此旨貴国人江兼而御布告有之度候、自然無印鑑之者押而暴入いたし候節者、番兵之者取捕而御引渡可申候間、此旨御承知有之度候、右申達度如此ニ候、謹言

六月廿一日 南 貞助

英蘭兼岡士

アルユースデン 貴下

60 英国領事ユースデン宛南貞助書翰（明治二年六月二十四日付）

以手紙致啓上候、然者拙者於東京我政府より被命し者、於蝦夷地此度之諸事件大略平治まで當分出張可致旨ニ有之候處、即今之處ニ而者諸事大概平治いたし、且為蝦夷地急用出来候ニ付、明後日より長鯨丸ニ乗組東京行いたし候後、箱館府之儀者堀真五郎ニ托し置候間、左様御承知可被成候、拜具

六月廿四日 南 貞助

英国岡士

アル・ユースデン 貴下

61 英国領事ユースデン宛清水谷侍従書翰（明治二年七月二十日付）

以手紙得御意候、然者昨冬当府引揚ケ後、青森ニ於而軍事総督之命ヲ請、回復前後軍務多忙ニ付是迄府政都度ニ々行届兼候儀も可有之處、今般平定ニ及ひ右総督罷免、前々之通専ら府内之事務取扱候間、此段得御意候、以上

七月廿日 清水谷侍従（花押）

和蘭岡士兼

不列顛岡士

アル・ユースデン 貴下

62 英国領事ユースデン宛清水谷侍従書翰（明治二年七月二十一日付）

貴國第八月廿五日付之書翰落掌承知せり、明後廿三日午後第二字差支無之候間、運上所おゐて可及面晤候、此段回答如此候、以上

七月廿一日 清水谷侍従

英國岡士

アルユースデン 貴下

63 英国領事ユースデン宛清水谷侍従書翰（明治二年七月二十日付）

以手紙得御意候、然者外國事務之儀者御用掛之内ニ而長谷部卓尔江為取扱候含ニ候間、此段得御意置候、以上

七月廿一日 清水谷侍従（花押）

和蘭岡士兼

不列顛岡士

アル・ユースデン 貴下

64 英国領事ユースデン宛清水谷侍従書翰（明治二年八月六日付）

以手紙得御意候、然者裁判所内江外国局相設ケ、諸事件取斗候ニ付、是迄之運上所者税銀取立而已ニ相備至候、此段御心得まで得御意如此候、已上

八月六日 清水谷侍従（花押）

不列顛岡士兼

和蘭岡士兼

アルユースデン 貴下

65 英国領事ユースデン宛清水谷侍従書翰（明治二年八月十五日付）

以手紙啓いたし候、然者拙者義此度公用ニ付米國蒸氣商船ホンキユー号江乗組、近々発航上京いたし候間、留守中之儀者長谷部卓尔江諸事件為取扱候答ニ付、此段得御意置候、以

可申候否貴答可被仰越候、拜具謹言

三月十八日 永井玄蕃(花押)

不列顛國岡士

アル・ユースデン尊下

53 英国領事ユースデン宛永井玄蕃・榎本釜次郎連名書翰

(明治二年三月二十日付)

以書簡啓上いたし候、然者我等貴國岡士所并建物之税ニ付、去月廿七日附之貴簡落手し、左ニ回答

右稅者次の理ニ基つき払ひ戻す也、右所謂之稅者昨年我等當地ニ來る前之稅たるを勘考し、且過日對話之節申述べられたる如く、方今之事件決定申候ハ、君之役所ニ預り置くべき約束を以なり、拜具謹言

三月廿日

箱館奉行

永井 玄蕃(花押)

蝦夷嶋總裁 榎本釜次郎(花押)

不列顛國岡士

アル・ユースデン尊下

54 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰(明治二年四月一日付)

以書狀致啓上候、然者箱館奉行並中島三郎助、此度武官ニ轉役いたし候間、此段申入度如斯御座候、拜具謹言

四月朔日 永井玄蕃(花押)

不列顛國岡士

アル・ユースデン尊下

55 英国領事ユースデン宛南貞助書翰(明治二年四月五日付)

以手紙致啓上候、然者舊冬以來不慮之災害ニ而、貴下始在留する人民ニ至迄日夜安堵之想ヲなさず、危難之境域ニ没入之儘今日迄時日ヲ移し候段、我政府於而ハ深く憂傷致候儀ニ有之候、然ル處弥海陸より進軍討攘致候ニ付而者飛彈交鋒之間、貴國人民始何なる害ヲ受けるべくも難計、其他家屋什器に至まで同様之事ニ而玉石共碎ハ實以愁嘆之儀ニ付、此度英國商

船アルビヨン号雇入、其湊江相廻し候間、器什財貨之類者右

船江不殘積載、日時貴下并人民等者貴國軍艦江乗組、暫時箱館港御退去有之度希望する處ニ候、若し希望ニ応せず戰爭之為何等之難害あるとも我政府の關係ニあらず、尤前文之次第ハ於東京外國公使閣下江申達置候間、定而疾ニ此儀ハ前以御承知と存候、此段可得御意如此候、以上

四月五日 南貞助

和蘭陀國岡士兼

不列顛國岡士 貴下

追而本文之船差廻し候間、同船着湊西洋二十四時中、箱館御退去有之度候、以上

56 英国領事ユースデン宛清水谷中将書翰(明治二年四月十日付)

御手紙披見いたし候、然者過日差進候書翰之請ニ應し、貴國軍艦江乗組彼地被引拂洋中無荒御着港之儀承知大賀之至ニ候、且又今十日午後第二字貴下并貴艦船將其外士官御同伴にて當館江御奉賀之儀同時ニ相待候、右回答如此候、以上

四月十日 清水谷 中将

英國岡士

アルユーステン 貴下

57 牛盗み取りに関する抜書

要次郎申候抜書

赤川村山奥ニ而差押候無印之牛壹疋并要次郎所持之牛貳疋都合三疋、金五拾兩ニ売候積ニ而、去辰十二月四日ヘウイキ方江引參候處、赤川村ニ而差押候牛者耳ニ裂疵有之、ヘウイキ所持之趣ヲ以直ニ取揚、手鎖相掛、岡士館江引連行、其節ヘウイキ所持之牛外貳疋見失ひ候者、要次郎盜取候ニ可有之旨申聞、右代りとして要次郎所持之牛貳疋も取揚、且過料として外ニ壹疋取揚、都合四疋并ニ是迄預り有之候三拾壹疋共相渡し、請取書者岡士方江差留置、其後十二月中ヘウイキ見失ひ候牛貳疋、茂辺地村・峠下村ニ而差押、當正月中柏屋部

二月 市中取締方

45 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年三月二日付）
以書簡申進候、然ハ過刻御談し有之候要次郎申候大要之處、
抜書いたし差進候間、御落手御成候、右申入度如此候、拝具
謹言

二月二日 永井玄蕃（花押）

不烈顛岡岡士

アル・ユースデン尊下

46 英国領事ユースデン宛運上所外国掛役人書簡（明治二年三月二日付）
以書簡啓上いたし候、然者貴国四月十四日吾三月三日佳節に
相當り候二付、緊要事件之外者運上所諸般相休候間、此段申
進候、以上

二月二日 運上所外国掛役人（朱印）

不烈顛岡コンシユル

アル・ユースデン尊下

47 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年三月六日付）
以書翰申進候、然者此度横濱同様、別紙之通規則取建候間、
此段貴國在留商人江告知有之度存居候、拝具謹言

二月六日 永井玄蕃（花押）

英國コンシユル

アル・ユースデン君

48 運上所規則覚書

第壹

一諸商船より陸揚品之義、運上所波戸場江陸揚可致事
但、明後八日ヨリ

第貳

一諸荷物者運上所江八日余預置事差許不申候、右後日相成候
得者、右品引受人より庫敷之税相払ふへし

49 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年三月六日付）
以書簡致啓上候、然者明七日第十一頃より亀田五稜郭并弁天
岬臺場於て大砲打様し候間、為御心得此段申進候、謹言

三月六日 永井玄蕃（花押）

不烈顛岡岡士

アル・ユースデン尊下

50 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年三月九日付）
以手紙致啓上候、然者明十日午後弁天岬於臺場、大砲実丸打
様し致し候間、為御心得及御通達候、左雨天者延引之積有之
候、此段申進候、以上

三月九日 永井玄蕃（花押）

英國コンシユル

アル・ユースデン君

51 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年三月十六日付）
以書簡申進候、然者ヘウイキ一件二付過日御談し有之候通、
要次郎申候之趣抜書差進候處、其後一向御返答無之、右者追々
延々相成候義二而、早々處置可取斗と存候間、御挨拶有之候
様いたし度、此段申入候、拝具謹言

三月十六日 永井玄蕃（花押）

不烈顛岡コンシユル

アル・ユースデン尊下

52 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年三月十八日付）

以書簡申入候、然者明十九日第十一時、地稅之儀二付榎本釜
次郎と我等二御面会被成度旨先刻ミシトル・クインにおいて被
申越候二付、其段亀田江申遣し候處、昨今別而多用二而明日
者何分当所江罷越兼候間、明後廿日二者用向繰合罷越第十時
運上所において御面会可申旨、榎本釜次郎より返書差越申候、
此段申入候、乍去是非明日二被成度候ハ、我等耆人御面会

下江申立候趣二付、同人江引合候処、秋田藩より請取候元数之書付之趣二而者、式千五百斤不足致居候と申迄二而、船中ニ残銅有之をホルトル稔と見請候二者無之、乍去此方ニ而も猶取調候処、最前陸揚致候節、船中附属品之外ホルトル之荷物不残引渡、猶可相渡残銅無之ニ相違なく居間、此段及回答候、謹言

正月十二日 永井玄蕃 (花押)
アル・ユースデン君

41 英国領事ユースデン宛榎本釜次郎・松平太郎連名書翰

(明治二年二月十五日付)

以書翰致啓上候、然者当時之形勢亀田五稜郭を始め、其外處々之砲台我兵隊并要用之人数、外者外國人・日本人立入候事堅禁止致置候間、此旨貴國人民之此地ニ住し、又者逗留する者江不漏様御布告有之度候、後日法を犯す者ある時の為め、此段申進置候、以上

二月十五日 蝦夷嶋総裁 榎本釜次郎 (花押)
同副総裁 松平 太郎 (花押)
不列顛國岡士箱館在留
イウスデン・エスクウアイル江

42 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰 (明治二年二月二十四日付)
以書翰致啓上候、然者濁川村百姓要次郎、貴國商人へウイキ所持之牛三疋盗取候儀ニ付、嚴敷罰方致候様ミストル・クイン書簡差出候間、取調之處、要次郎申候之様ニ而ハ、去ル十二月中、茂辺地村及ひ峠下村ニ而取押候牛疋疋者、先ニ箱館江牽来り、其段へウイキ江申聞候得者、元より盗取候心底ニ者無之、尤も柏屋部往来ニ而取押候者疋者、角ニ焼判有之て者主ある牛之處、右焼判を削取候者不埒之所業ニ付、此度罰方可申付候、就而ハへウイキ儀も右三疋共役人立会ニ而請取候上者、昨年十二月中要次郎より取揚置候代り牛疋疋者返却可致筋二付、右等之次第篤と御相談可致積、過日御面談及び

候處、猶ミストル・クインよりも要次郎申候之趣、委細可被申越旨御申聞、此程同氏書簡差越候處、右書面ニ而ハ、要次郎盗取候三疋、当日ニ取戻し候とや迄にて、且其節吟味せし申候等者失念せし由、甚不明白ニ候間、何すレニも代り牛疋疋者返却いたし候様、其許より御説諭有之度存候、此段申進候、拜具謹言

二月廿四日 永井玄蕃 (花押)
不列顛國コンシユル
アル・ユースデン君

43 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰 (明治二年二月二十五日付)
以書翰申進候、然者今般運上所於て、貴國公使より被申越候趣ヲ以御談判被成候地子銀之儀、猶更評議候處、今般も御談し申候通、昨年十月清水谷侍從被立払候後、当地政務取扱候者無之ニ付、我等共申談土地御管轄いたし、内治之諸務者勿論、外国交際之儀も旧條約之通取扱罷在候得者、外国商船の税并地子銀共役所江取納、内外諸務之入費ニ充候者当然之儀ニ付、昨年被払候地子銀差戻し候儀者難致候、乍去猶御談之筋も有之候ハ、公け之御文通ヲ以御申越有之度候、拜具謹言

二月廿五日 永井玄蕃 (花押)
不列顛國コンシユル
アル・ユースデン君

44 市中取締方覚書
一 敵と通合候もの、又者敵の廻し者取押へ候者バ、褒美として金五十兩遺候間、精々探索可逐候
但シ
取違へ有之候者時宜に寄御褒美も可有之候、万一疑敷ものかくし置、外より相知れるにおいては、当人は勿論其所の役人急度曲事たるへきもの也

慶應三年 月 日 杉浦兵庫頭（花押）

34 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治元年十一月二十六日付）
貴國第一月二日附之御書翰披見至し候、右者最前改府之節、岩内石炭山器械代金として、同所産出之石炭五千トン引當之約定書相添、其二御申越之趣承知至し候、右之儀二付而者、此程同所詰之者既二呼出置候間、無程返答至し候二付、猶當方より委細可申入候、依之回答如此御咄候、拜具謹言

十一月廿六日 永井玄蕃（花押）

英国コンシユル

アル・ユーステン君

35 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治元年十一月二十九日付）
以書翰申進候、然者先頃中當地一時之動揺二而、種々懸念之聞へも御座候間、守衛のため所々江番兵差出置候処、當節者折合平定いたし候二付、番兵為引申候、尤市中巡邏者為致申候、此段御断申候、謹言

十一月廿九日 永井玄蕃（花押）

不列顛国岡士兼

和蘭陀岡士

アル・ユーステン君

36 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治元年十二月二十一日付）
以書翰申入候、當地之儀者基より米出来不致、地所より之入米を仰候土地二而、当節別而差支候間、當港入津之米、他之開港場江積廻し候儀無之候様至度存候、右者米穀輸出一件二付、当年七月廿五日横濱において、東久世中将より各国公使江差送候書翰之趣にて候間、此段改而申入置候、拜具謹言

十二月廿一日 永井玄蕃（花押）

不列顛国岡士兼

和蘭陀岡士

アル・ユーステン君

37 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治元年十二月二十四日付）
以書翰申入候、然者外国形船々入津之節、昼夜二限らず蒸氣船者弑発、帆前船者弑発ツ、明廿五日より辨天岬台場において先々之通合砲為致候間、此段為御心得申進候、謹言

明治元年十二月廿四日 永井玄蕃（花押）

不列顛国岡士兼

和蘭陀岡士

アル・ユースデン君

38 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治元年十二月二十五日付）
以書翰申入候、然者定例之通、歳末并初春休日割別紙を以申進候通、差向候儀者格別、休日中諸引合同不致候間、其段貴国居留人江夫々被達置度、此段申入候、拜具謹言

明治元年十二月廿五日 永井玄蕃（花押）

不列顛国岡士兼

和蘭陀岡士

アル・ユーステン君

十二月廿五日より正月七日迄、同九日より同十七日迄、休日

（別紙）

39 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年一月三日付）
以書翰申進候、然者一昨日者吾邦新年之慶賀として御手札被遣參存候、右御挨拶申述候、榎本釜次郎・松平太郎江被遣候慶賀之御手札者、即日相届申候、拜具謹言

正月三日 永井玄蕃（花押）

不列顛国岡士

アル・ユースデン君

40 英国領事ユースデン宛永井玄蕃書翰（明治二年一月十二日付）
西曆千八百六十九年第二月十六日之貴翰落手致披見候、然者アスロット船二残銅有之候間、右を相渡様ホルトルより貴

慶應三^卯年九月十八日 杉浦兵庫頭 (花押)

26 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年九月二十九日付 第三十号)

和蘭岡士兼

貌利太泥亜岡士

エスクワイル アル・ユースデン

以書翰申入候、来ル十月二日我大君誕辰ニ而最可祝之日なり、因而貴下江報告するの榮あり、此段申入度如此候、謹言

慶應三^卯年九月廿九日 杉浦兵庫頭 (花押)

27 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年十月八日付 第三拾貳号)

和蘭岡士兼

貌利太泥亜岡士

エスクワイル アル・ユースデン

以書翰申入候、拙者儀今般勘定奉行兼帯被 仰付候、此段吹聴申入度如此候、謹言

慶應三^卯年十月八日 杉浦兵庫頭 (花押)

28 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年十月八日付 第三拾三号)

貌利太泥亜岡士

エスクワイル アル・ユースデン

以書翰申入候、八月四日秋田洋海於て難破したる我國の商船明王丸船頭外九人を、貴国商船アラロラ號に而扶上ケ支那上海江連越し、同所おて貴国之コンシユルミストルウインチエストル右災厄に逢たるものを丁寧親切に扶助し、猶アラロラ号ニ而當港迄被連越候段、過日會晤之節委細演述被及、猶船頭等拾人を篤と為承知候處、貴下演述をするごとく貴国岡士之親切に扶助なしたると船主之格別厚意あるとの状情を具に訴へ、此災厄に逢へる困難人共もし船主の厚意なくんは

水底の鬼となるへかりしを、幸にして助を請ひ係る再生の恩を謝せり、右は貴国政府の大仁恵にして、且兩國の親睦を増大にするに甚適當せる處置なれば、右之趣を悦んで我政府へ報告すへし、此段不取敢謝詞申入度如此候、謹言

慶應三^卯年十月十八日 杉浦兵庫頭 (花押)

29 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年十月付 第三拾叁号)

阿蘭陀岡士兼

英吉利岡士

エスクワイル リチアルト・ユースデン

以書翰申入候、織田和泉守儀今般御勘定奉行・箱館奉行兼帯被 仰付候、此段申進度如此御座候、謹言

慶應三^卯年十月 日 杉浦兵庫頭 (花押)

30 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年十一月二十八日付 第三十五号)

和蘭岡士兼

貌利太泥亜岡士

エスクワイル アル・ユースデン

以書翰申入候、組頭勤方中澤善司儀當地着いたし、外組頭同様外国事件取扱候、此段申入度如此候、謹言

慶應三^卯年十一月廿八日 杉浦兵庫頭 (花押)

31 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年付 第二十八号)

和蘭岡士兼

貌利太泥亜岡士

エスクワイル エル・ユースデン

以書翰申入候、當港碇泊船水夫等馬上に而市街奔馳致し候儀ニ付面晤致し度候間、来ル月曜日第一時運上所江來會あらんを望む、尤右之段諸岡士江も申入候、謹言

と會議之上、地所之優劣(劣々)に寄て三等之地稅取極候儀
 二有之候、委細者過日運上所役人より差翰候繪圖面に而承知
 可被致候、右回答旁如此候、謹言

慶應三年五月廿九日 杉浦兵庫頭(花押)

21 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年六月付)

不列顛国岡士

エスクワイル エル・ユースデン

貴下第老號之書翰披見せり、今般當地おゐての英国和蘭噠国
 居留人等之諸事取扱を、ミストルガワルより被引繼候趣を為
 吹聴、今日貴翰可有之處障ることありて来る月曜日第三時、
 運上所江出會可有之段被申越了意せり、然る處可申等も不幸
 にして折節疾病に罹り、昨今出勤を休廢せり因て乍遺憾來ル
 月曜日面晤之儀者断に及び度、尤平癒次第此方より申入會晤
 および、貴下平安に着港交代を祝せんと欲す、此段報答如此
 候、謹言

慶應三年六月 杉浦兵庫頭(花押)

22 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年七月二十九日付)

第二十六號

不列顛国岡士

エスクワイル アール・ユースデン

第三号之書翰落手せり、ミストルデユース由緒を以て日本在
 留和蘭コンシユルゼネラル・エキセルレンシー・ポルスブ
 ルークより達有之、同人を噠国岡士勤方二任し候由二付、當
 港噠国二付而之所用勤向者惣而同人江被引繼候趣其意を了せ
 り、右回答如此候、謹言

慶應三年七月廿九日 杉浦兵庫頭(花押)

23 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年七月付)

第式拾五號

不列顛国岡士勤方

エスクワイル アル・ユースデン

貴国公用取扱所として用立置候建家、我去々丑三月七日より
 當卯六月廿九日迄、即ち西曆二十七ヶ月分家稅三百式拾四弗
 此度被相拂度旨其意を了せり、且向後請取方之儀ハ申越され
 たる通り、巷ヶ年之内四度之期日を以て請取へし、就而者運
 上所役人之内同所印形ある請取證書持参なさは、右之者二相
 渡さるへし、此段回答旁如此候、謹言

慶應三年七月 日 杉浦兵庫頭(花押)

24 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年八月付)

式十七號

和蘭コンシユル兼

貌利太泥亞岡士

エスクワイル エル・ユースデン

以書翰申入候、地藏町吉五郎召使とみ儀怪家致し候一件二付、
 ミストルライス館内におゐて裁断致し候二付予も出張可申
 處、折悪敷不快に付高木与惣左衛門名代として差遣候処、諸
 岡士立會之上裁断被致、本人も速に相分り諸事都合もよろし
 く候段、予におゐて不堪感謝候、右謝詞申入度如此候、謹言
 慶應三年八月 日 杉浦兵庫頭(花押)

25 英国領事ユースデン宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年九月十八日付)

第式拾九號

和蘭岡士兼

貌利太泥亞岡士

エスクワイル アル・ユースデン

以書翰申入候、我九月三日月曜日運上所おゐて諸岡士會議之
 上議定せし港掟則書封し贈候、右者予并右岡士と横濱掟則書
 を取寄候積二付、右文中齟齬せしヶ条も有之候ハ、其節二
 至り可及會議、夫迄之間者此規則書を相用ひ候積約せし二付、
 今茲に封し込差翰候洋和文両通ツ、之内、巷通ツ、者名刺之
 上早々返却被致候様致し度候、此段申入候、謹言

二者難相成、返濟方手續等事實之處為取調候中、時日も押移回報及遅延候二付、過日見込之趣一息申入候儀二而、出訴之趣打捨置、空敷時日を費し候儀二者無之候、且會津役人之伝藏輕薄之儀二有之をも、其俣二致し置候趣二候得共左兵衛より會津家に懸り候一件者、兼て同人より出訴および、當時調中二候得共、右者全左兵衛と會津家と之出入二而、前件ミストルハウルより左兵衛江懸り候一件と者全く別事に有之、猶必用之證書被差越候得共、返却も不致又落手致し候、告知も不致旨二候得共、最前右一件二付貴下第壹号之書翰被差越候節、訴状写添られし而已二而、證書等者落手不致事二候間、右等之件々猶ミストルハウル江諭告被致度其余答書中之趣ハ了承致し候、此段回答旁申入度如此候、謹言

慶應三年四月十四日 杉浦兵庫頭(花押)

17 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年四月二十二日付)

第拾七号

貌利太泥亞コンシユル

エスクワイル エーブル・エヂ・ガワル

第拾三號之書牘披見せり、トロン、ケミス并ホワイトリ掘取たる森村土人共之遺骨返却方之儀二付縷々被申越候おもむき其意を了せり、右二付去ル十九日支配調役海老原庫太郎其領内江差遣し候処、兼て同僚小出大和守よりも及懸合置候通り、全骸骨壹頭骨三ツ外體骨共都合三箱被引渡、其箇(箱)類などはすへて貴翰之通無相違旨申し、右者全く貴下之厚意周旋二而骸骨類不殘取戻し相成復葬之期を得、今日落着之挙におよひし段予におゐて満足せり、右遺骨は森村役人共呼出速に渡方取計ひ土人共之心意を安んし候様可致候、此段回報如此候、謹言

慶應三年四月廿二日 杉浦兵庫頭(花押)

18 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年五月六日付)
第十八号

不列顛國岡士

エスクワイル エーブル・エヂ・ガワル

貴下第十五號之書翰披見せり、ミストルハウル佐兵衛江掛り申立候一件二付、過日差進候返書中、借金皆済猶豫之儀碇といたし候廉不相見支那之友人江申談方不都合二付、右猶豫之儀碇と取極度就而者佐兵衛を運上所江呼出貴下并ミストルハウル立合之上其目前にて、同人借金皆済可致見込之廉々詳に申立候様いたし度段、報告之趣其意を了せり、来る月曜日組頭運上所江出張、貴下申立之通為取斗可申間、前同日第一時貴下ミストルハウルともに来條あるへし、右回答旁如此候、謹言

慶應三年五月六日 杉浦兵庫頭(花押)

19 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年四月十八日付)
第拾九号

貌利太泥亞コンシユル

エスクワイル エーブル・エヂ・ガワル

貴下第拾七號書翰披見せり、此度岡士館之諸勘定被取極候二付、メキシコ銀壹千三百弗之高を十日之内二用立ん事を懇望之趣なれとも、方今運上所にメキシコ銀拂底之段支配向二者筋取扱之ものより申立も氣之毒及所候、日本壹分銀或ハルウブル銀なれば早速用弁致へく右報答および候、謹言

慶應三年五月十八日 杉浦兵庫頭(花押)

20 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰(慶應三年五月二十九日付)
第二十号

不列顛國岡士

エスクワイル エーブル・エヂ・ガワル

貴下第十六號之書翰披見せり、地藏町築立地々税二付縷々被申越其意を了せり、右地所税限減甘いたし候、約諾之手続者最前取極候地稅百坪二付式拾七弗者高價之由二而右國人借受候ものも無之由二付、去寅三月中前同僚小出大和守右國岡士

調難相成予におゐて甚氣之毒に思へり、今左兵衛之身代とミストルハウルニ関係せる金高とを以較量するに、即今渠は窮迫之時に至り、如何様嚴敷致し候而も、拙も一時に返金は六ヶ敷かるへし、依之予思ふに今急遽に事を図んとせば我國錢を以身代限取上げ相渡たり外所置無之、弥かくのことくせばミストルハウル之損失は目前に知るへし、又徐々に事を図らば渠再生の恩に感し、百方死力を尽し壹兩年之内二者返済の期あるに至らんか、右様致し候ハゞ予か所存ニ而者何れ之時にか金高之内度々にミストルハウル請取候様可相成、右ニ而渠返金惣高相減可申、もし右期限内に皆済難致候ハゞ、其節に至り右左兵衛ニ付国典を以取扱、同人所持のもの売拂、右返金残高之始末可取斗候、尤爰に述る處は唯予の意中に出るものにして必期してまつべきものにはあらざれとも、貴下には右の情状注意被致、ミストルハウル江も諭告被致度候、此段申入候、謹言

慶應三年^卯三月廿五日 杉浦兵庫頭（花押）

14 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶應三年三月付）

和蘭コンシユル

佛蘭西

瑞西國コンシユル兼

貌利太泥亞

エスタクワイル エーブル・エヂガワル

以書翰申入候、我慶應二年寅二月廿日大町居留地築立之儀ニ付各国岡士運上所おゐて會議之節、同所居留地築立候儀ニ候ハゞ地蔵町居留地之方者同月より三ヶ月之間ニ地所借受候もの無之候ハゞ、自国人江貸渡可申旨同僚小出大和守より申入、右地所繪図面江地稅書入相達し置、其後大町築立之方者當分見合相成候儀ニ有之、然ル處地蔵町築立地之儀者于今借請候もの無之、右之政府おゐて莫大之入用を費し際限なく空漠之地ニ属し置候てハ、右入用仕理方も無之候間、已来自国人之内望之もの江者貸渡候積ニ有之候間、外国人之内ニ而も相望

候もの有之候ハゞ、兼而申入置候通り之地稅を以て貸渡可申候間、其国人共江改而布告被致否早々回答有之度候、此段申入度如此候、謹言

慶應三年^卯三月 杉浦兵庫頭（花押）

15 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶應三年四月十日付）第十三号

貌利太泥亞コンシユル

エスタクワイル エーブル・エヂガワル

貴国第四月十日附十號之書翰并ミストルホルトルより貴下江差出候書面とも落手披見いたし候、運上所役人に命し木幡屋呼出始末為相糺候處、ホルトルより買取候呉羅代金期限通り相拂不申儀ニ而、夫がため約定書等為取替候趣にも不相聞、ホルトル申立之趣意と大小反せり、且つ木幡屋儀去寅六月中より追々入金者いたし置候得共、約条期限通り殘金相渡不申者不束ニ付、右江相當之利足差加へ皆済いたし度旨別紙之通り申立たり、右之趣をもつて貴下可然ホルトル江説諭有之度候、尤ホルトル方に期限おこたる事に銀相場相増候趣證書等有之儀に候べく候、尚右之趣を以弁助をも糺問おかのふへく候間、糺之上被申越候様いたし度候、右回答旁如此候、謹言

慶應三年^卯四月十日 杉浦兵庫頭（花押）

16 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶應三年四月十四日付）第拾六号

貌利太泥亞コンシユル

エスタクワイル エーブル・エヂガワル

第拾式號之書翰披見せり、ミストルハウルより我商人左兵衛江相懸り候出訴一件、過日返翰および候趣ミストルハウル江被相達候處、猶同人より其件江之答書差出回答を請る趣に而、右写相添件々被申越一覽致し候處、右答書中最前ミストルハウル出訴以來取扱方大に延引致し等閑置候と之趣に候得とも、右一件ニ関かる處の金高莫大ニ而、無謀に事を図り候擬

慶應二年^卯二月廿七日 杉浦兵庫守 (花押)

9 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年二月付)
第拾号

貌利太泥亜コンシユル

エスクワイル エーフルエチカール

以書翰申入候、貴国人トロン外式人、森村おみて掘取たるア
イノの頭骨等返却方之義ニ付、兼而内約之趣も有之候処、既
二十余ヶ月之久しきを経れとも于今何等之義も不被申を者如
何之譯柄ニ候哉承り度、尤貴下回答之次第より、心得方も
有之候間、否取調早々被申越候様致し度、此段申入候、謹言
慶應三年^卯二月 杉浦兵庫守 (花押)

10 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年二月付)

貌利太泥亜コンシユル

エスクワイル エーフルエチカール

昨五日第四時、貴下称名寺法華寺之間ニおみて、其間道を通
行せしに、両刀を帯せる日本人、貴下を見懸ケ傘を以打懸ケ
候ニ付、直ニ運上所江被相越、助力を得んとせしに、同所ニ
而其手数を遅滞したる故に、其暴人を取逃したる旨等縷々被
申越し書翰を落手せし由を告示す、右運上所ニ而手数遅滞し
たる旨等相糺し、貴下運上所江被相越右事件被申立候ニ付、
不取敢同心通弁等貴下同道ニ而差遣し候旨おのれは敢而其手
数を遅滞せしといふへきにあらず、乍去此上探索方之儀者其
筋役人江敵敷命し置たれば、右暴人取押次第猶申入候様可致
候、此段不取敢回答如此候、謹言

慶應三年^卯二月 日 杉浦兵庫頭 (花押)

11 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年三月五日付)
第拾壹号

佛蘭西岡士

瑞生圃岡士兼

和蘭岡士

貌利太泥亜岡士

エスクワイル エーブル・エチ・ガワル

以書翰申入候、此度有川村地内大橋久根別橋・木古内村地内
鯨川橋右三ヶ所江新規関門番所取建候ニ付、我三月十五日よ
り往來のもの者四民共々可相改、鑑札照合七相通し候筈ニ付、
其領内召仕之小使其外自国民之分者右同様之儀ニ付、兼而
運上所より鑑札相渡置可申間所用有之、右関門通行
のもの者必鑑札持參改受候様取斗可被申候、尤外国人之分者
是迄之通にて差支無之候、右之段申入度如此候、謹言
慶應三年^卯三月五日 杉浦兵庫頭 (花押)

12 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年三月十三日付)
第十二号

佛蘭西コンシユル

瑞西国コンシユル兼

和蘭岡士

貌利太泥亜コンシユル

エスクワイル エーブル・エチ・カワル

以書翰申入候、長防御征討之儀暫時御休戦之處、御国喪ニ付
一同解兵相成候趣、江戸表より報告を得たり、此段申入度如
此候、謹言

慶應三年^卯三月十三日 杉浦兵庫頭 (花押)

13 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰 (慶應三年三月二十五日付)
第拾四号

貌利太泥亜コンシユル

エスクワイル エーブル・エチ・ガワル

第壹號之書翰披見せり、貴国商人ミストルハウルより我商人
山田屋左兵衛江相懸り候金子滞一件に付、ミストルハウル申
立書相添被申越趣其意を了せり、右ニ付一鉢之始末柄等當時
専ら取調中二者候得共、品々入狂ひ候儀有之、未タ十分之取

4 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶応三年二月二日付）
第四号

佛蘭西

和蘭岡士兼

貌利太泥亞岡士

エスクワイル エーブル・エチガウル

以書翰申入候、爰に甚敷哀戚悲痛之報告を述ふ我慶應二寅年
旧臘廿九日今上皇帝崩御之趣、就而者普請鳴物停止之旨昨夜
江戸表より申越たり、此段為心得申入度如此候、謹言
慶應三年二月二日 杉浦兵庫頭（花押）

5 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶応三年二月十八日付）
第三号

不列顛國岡士

エスクワイル エーフル・エチ・カール

以書翰申入候、去々丑年貴国人トロン外式人森村おみて土人
骸骨堀取候一件ニ関係いたし候、其岡士館小使庄太郎、長太
郎、トムソン小使千代吉右三人犯科之始末昨寅年我政府江申
立置候処、此程差図ニよつて去ル廿五日別紙之通罰方申付た
り、右之段申入度如此候、謹言
慶應三年二月二日 杉浦兵庫頭（花押）

6 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶応三年二月十八日付）
第五号

貌利太泥亞岡士

エスクワイル エーブル・エチ・ガウル

第二号之書翰披見せり、ミストルフレキストンより我商人庄
吉江相懸り候事件ニ付、二十一号書翰之報答無之旨等被申越
候處、右書翰之趣者庄吉家財其外売拂惣件催促被申越候迄之
儀ニ而、右事件ニ付而者二十一号書翰被差出候以前開札之儀
等委曲申入置候儀ニ付、改而返書者差翰不申候得共、落札并
金子引渡等之儀者第三十五号書翰を以申入置、金子引渡方ミ

ストルフレキストン江運上所役人より申談候得共、請取不申
儀ニ有之、一鉢右事件ニ付而者第二十七号書翰を以事理顛末
申入置、其後三十五号書翰を以我國之法典不可変儀等申入置
候儀ニ而、此上之取置者無之事ニ候得者、右書翰をも再應熟
思被致候様致し度、此段回報旁申入候、謹言
慶應三年二月十八日 杉浦兵庫頭（花押）

7 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶応三年二月二十一日付）
第七号

貌利太泥亞コンシユル

エスクワイル エーフル・エチ・カール

第七号之書翰并ミストルフレキストンより貴下被差出候書面
とも落手一讀致し候、右一件ニ付而者、是迄度々書物を以申
入置候通、庄吉外式人家具等者脱賣拂代金之儀者運上所江
取立有之候得者、右渡方之儀者何時ニ而も聊差支無之、乍去
ミストルフレキストン申立候通、同人損分相成候分、政府よ
り可差出理者勿論無之事ニ付、是迄差贈候書翰ニ而、右等了
解被致、ミストルフレキストン江諭示被致度候、此段回答申
入候、謹言
慶應三年二月廿一日 杉浦兵庫守（花押）

8 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶応三年二月二十七日付）
第九号

佛蘭西

瑞生圃 兼

和蘭

貌利太泥亞岡士

エスクワイル エーフルエヤカウル

以書翰申入候、今上天皇崩御被遊候旨此程申入置候處、右御
靈櫃我正月廿七日、京都表おめて御葬送之積有之候旨、江戸
表より申越候間、此如及訃告候、謹言

1 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶應二年十一月二十八日付）
 六号

□ 蘭コンシユル兼貌利太泥亜コンシユル

エスクワイル エーブル・エヂ・カワル

以書翰申入候、我事務宰相水野出羽守卒去二付、鳴物停止之旨江戸表より申越候間、當地おいても今廿八日より晦日迄三日之間鳴物停止之旨触達候、尤普請者不苦候、此段為心得申入候、謹言

慶應二年寅十一月廿八日 杉浦兵庫守（花押）

2 英国領事ガワー宛杉浦兵庫頭書翰（慶應三年一月二十二日付）
 第二号

貌利太泥亜岡士

エスクワイル エーブル・エヂ・ガワル

第五號之書翰披見致し候、ミストルハウルより自国商人江相懸り候訴告一件二付、明日當港退帆之カンカイ船を以支那にある同人之友人書送致し度旨二付、遲滞なく回答有之度旨被申越候處、右一件者當節未夕糺し中ニ有之、一体之始末柄種々入組候事ニ相成、結局之處、容易ニ纏り兼候ニ付猶事実篤と糺問之上、可及挨拶候ニ付、氣之毒ながら明日カンカイ船出帆迄ニハ挨拶難及候間、其段ミストルハウル江通達被致度候、此段回答申入候、謹言

慶應三年正月廿二日 杉浦兵庫守（花押）

3 1 英国領事館小遣庄太郎に対する刑罰申渡書

英吉利岡士館小遣庄太郎 寅二拾五才

此庄太郎儀、英吉利人トロン外式人え供致し、箱館在森村江止宿中、右之もの共蝦夷人之墳墓を撥き骸骨盜候儀与者不存候与も、トロン等獵狩いたし候由ニ而、落部村江相越候節、持參候品物其餘場所之様子等彼是疑敷儀も心附候ハ、子細得与承引取斗方可有之処、其俣ニ致し置、追而右次第吟味受候節々いたし骸骨盜取、持歸り候儀与相弁候得共、トロン等

申含ニ随ひ取締之儀申立、又者インスリー方江遣候由申聞候、樽者右骨隠し入置候儀与推量いたしなから持運ひ、刺運上所江呼出中ロヘルソンニ被引連候与者乍申、同所扣所より逃去候始末不埒二付五十日手鎖

3 1 2 願乗寺門前町長太郎に対する刑罰申渡書

願乗寺門前町喜次郎店貞助方二居候

長太郎 寅二拾四才

此長太郎儀、英吉利岡士館ニ奉公中、英吉利人トロンケミスホアイケリー之供いたし、箱館在森村江止宿中、右之もの共落部村江相越、蝦夷人之墳墓を撥き骸骨盜取候由最初者不存与も、右始末供々吟味請、事柄相弁候後、ケミスより同館書記役インスリー方江持參候様申聞相渡候行李者、右骨隠し入置候儀ニも有之へく哉与存候ハ、取斗方も可有之處、推量迄之儀ニ候迎、其俣持運ひ、殊ニ運上所おて吟味之節差急キ立歸候様、同書記役ロヘルソン申含候躰、此段罷在候而者、此もの江も難儀相掛候儀に存、同所扣所より逃去候始末不埒二付、三十日手鎖

3 1 3 英国人トムソン小遣千代吉に対する刑罰申渡書

英吉利人トムソン小遣千代吉

寅二十二才

此千代吉儀、英吉利人トロン外四人之供致し、箱館在森村江相越、源之助方江止宿致し候節、トロン外式人夜四時過、同村山手ニ而獵狩致し候二付、葬を掘候ため鋏借受具候様申聞、右者場処案内之もの等仕成候者、格別土地不馴之上弥更ニ至り、右様之仕業可致謂も無之、不審敷儀と心附候ハ、得と承知取斗方も可有之処、外国人共之儀及示談候も面倒、直様源之助女房はな江相頼、同人及断候を強而申談、鋏借受遣し候故、トロン等婦俗土人共之墳墓を撥骸骨盜取候次第第二至り候段、右始末不埒二付急度叱右卯正月廿五日落着

いて花押の変更が確認できるので九月一日から二一日の間に発給されたことが分かる。

三 資料から得られた事柄

イギリス領事ユースデンの着任時期については「明治元年から再び代弁領事としてユースデンが引き継ぎ（後略）」とあるが、No.21の日付のない慶応三年六月の書翰からユースデンがイギリス領事の業務を引き継いでいることが窺える。また、この書翰からイギリス領事館の発給文書は領事が変わることによって文書の発給番号が一からなることが分かる。

No.55の南貞助名で発給された書翰について、従来は三月二七日と比定していたがこの資料から四月五日付けであることが分かる。

落部村のアイヌ墳墓盗掘事件について四件の記録がある。

No.9・17についてはすでに他の記録にあるが、No.3・5の日本人の処罰に対する記録は見受けられず、二人に「手鎖」の実刑、一人に「急度叱」の口頭注意をしたことが分かる。

明治二年九月二五日に箱館に到着した開拓使の首脳について、『東久世通禧日記』^(九)などでは島義勇・岩村通俊・松本十郎・竹田信順・得能通頭の名前があがっているが、No.70の書上をみるとイギリス領事館側に伝えられた人物は東久世通禧・島・岩村・得能の四名のみであることが分かる。No.76で「裁判所」から「開拓使出張所」へと改称したことが通知されているが、「箱館」あるいは「函館」という文言がみられないことから、諸外国に対して「箱」の字を「函」に統一したことは通知していないことが分かる。東久世の日記をみていくと明治二年の記述では「箱」「函」ともに使用しているが、明治三年以降の日記においては「函」を使用している。開拓使の勤務時間は午前十時から午後二時までで、一日と一五日

および日曜日は閉庁していたことがNo.77によって分かる。以上が紹介した資料群から得られた新たな事柄である。従来の説を大きく覆すような事柄はないが、細かい部分で従来知られていなかった事柄などがこの資料群によって知ることができる。

註

- (一) 拙稿「史料紹介―旧幕府脱走軍外交関係資料について―」(平成九年度特別展図録『函館の明治維新』一九九七 市立函館博物館)
 - (二) 原田信男・芸林民夫・工藤幹男「神戸英国領事館関係文書目録稿―付サー・ハリ―パークス書翰―」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第一四号 一九八九)
 - (三) 『函館市史』資料編第二卷(一九七五 函館市)
 - (四) 『杉浦梅潭箱館奉行日記』(一九九一 みずうみ書房)
 - (五) 『函館市史』通説編第二卷(一九九〇 函館市)
 - (六) 註(四)によるとユースデンは六月九日に箱館に到着している。
 - (七) 『新北海道史』第三卷通説二(一九七一 北海道)や、註(三)の「自明治元年至明治三年函館在留各國官吏觸達書」の解題など。
 - (八) 大塚武松「アイヌ墳墓発掘事件」(『新訂増補版幕末外交史の研究』一九六七 宝文館出版)・阿部正巳『英国人アイヌ墳墓発掘事件』(一九八三 北海道出版企画センター)・小井田武『アイヌ墳墓盗掘事件』(一九八七 みやま書房)など。
 - (九) 『東久世通禧日記』下巻(一九九三 社団法人霞会館)
- (市立函館博物館学芸員)

「旧イギリス領事館関係資料」の紹介

保科智治

一 資料群の概要について

ここに紹介する「旧イギリス領事館関係資料」は以前にその一部について紹介している⁽¹⁾。そこで紹介したものは今回紹介する資料のうち戊辰戦争において函館を占領した旧幕府脱走軍から出されたものを中心としたものである。今回はそれらも含め資料群全体のリストを掲載するとともに、書翰を中心とした文書類についてはその書き下しも載せることとした。資料の総数は八八点で、その大半は日本側からイギリス領事館に宛てた公的な書翰類である。本来はイギリス本国に持ち帰るはずのものであるが何らかの理由により日本側に残されたものである。同様な資料としては神戸のイギリス領事館のものが存在する⁽²⁾。

資料群の内容はおおきく四つに分類することができる。

A No. 1から33までの慶応二年から三年にかけて主に箱館奉行杉浦兵庫守から発給されたもの。

B No. 34から54までと57・58の明治元・二年にかけて旧幕府脱走軍から発給されたもの。

C No. 55・56と59から82の明治二年四月から十月までの箱館府および開拓使から発給されたもの。

D No. 83から88までの写真等の資料。

AとCについては資料リストをみると分かるようにそのほとんどにイギリス側で付された整理番号が付いている。リストでは省略したが、整理番号とともに西暦も付されているこ

とを付け加えておきたい。ただし、日本側から発給された日付順とはなっていないため何らかの整理基準があったか、日本側の発給日時通りに受理していないかであると思われる。AとCの内容についてはすでに他の記録類によって確認されている。ただし、日本側に残されている記録類は「自明治元年至明治三年函館在留各國官吏觸達書」⁽³⁾などにみられるように、発給文書の写しであったり雛型と思われるものであったりと、実際に発給されたものと多少文言のうえで違いがみられる。

二 資料内容の補足

「旧イギリス領事館関係資料」にはいくつか日付の分からないものがある。分類Aについては『杉浦梅潭箱館奉行日記』⁽⁴⁾を参考に関係する記事を拾い出してみた。

No. 9に関しては二月二七日にガワーが杉浦と奉行所において談判を行っている。No. 10に関しては二月一三日にガワーと杉浦が面会を行っている。No. 14に関しては、三月一八日に杉浦は「地蔵町後口外国人居留地替地堅御普請出来二付、出来栄見分」を行っている。No. 29については、杉浦は十月一日に織田が箱館・勘定奉行兼帯になった旨の御用状を受けている。No. 31に関しては、No. 24の件について各国領事からの事情聴取を目的とするもので十月二十日に行われている。

分類Cについては、No. 82の長谷部卓尔発給の花押変更に関する書翰について日付が不明であるが、No. 67・68の資料にお

市立函館博物館 研究紀要 第10号

2000年3月31日 発行

編集・発行 市立函館博物館

〒⁰⁴⁰⁻₀₀₄₄ 函館市青柳町17-1 (函館公園内)

TEL 0138-23-5480 FAX 0138-23-0831

印刷 (有) 共立印刷

〒⁰⁴⁰⁻₀₀₇₇ 函館市吉川町6-6

TEL 0138-43-7650 FAX 0138-43-1475



BULLETIN
OF
HAKODATE CITY MUSEUM

No. 10

Preface

WATARU OZAKI : Achievements of Ohnuma Electric Railroad Company
— Part2: The beginning of the Ohnuma Electric Railroad Company
and the revival after the World War II to the closure —

MICHIO SATO : Research of other museums
for the improvement of the Hakodate City Museum

TOMO HARU HOSHINA : Research of Documents
of the Old British Consulate

2000

Publisher : Hakodate City Museum
17-1, Aoyagi-cho, Hakodate, Hokkaido, Japan 040-0044
Phone. 0138-23-5480 Fax. 0138-23-0831